

# 予 算 決 算 常 任 委 員 会 総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長、中平副委員長、上田委員、林委員、綾城委員、  
江原委員、田中委員、ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長、山下次長
8. 協議事項  
9月定例会本会議(10月1日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 なし

## 会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時29分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年10月5日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

**吉津委員長** ただ今から、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。これより、10月1日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、9月定例会 議案第21号「令和2年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林三隅支所長** 三隅支所に係ります決算書並びに主な施策の報告書につきましては、特に補足説明はございません。

**松崎日置支所長** 日置支所所管の令和2年度一般会計決算につきましては、歳入歳出決算書及び主要な施策の報告書に記載のとおり、特に補足することはございません。

**岡田油谷支所長** 油谷支所に係る令和2年度の決算書及び主要な施策の報告書に関しての補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**上田委員** 3つ、4つ質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。お三方共に、この新年度4月に現職に就任されまして、今から話すのはその前の話でございますので、しっかり引き継ぎのほうもなされていると思ひまして質問をさせていただきます。それではまず、市民が主役の地域活性化事業につきましてから入りたいと思ひます。これのメインの事業について実績をお尋ねしたいと思ひます。

**佐方三隅支所主幹** 令和2年度の事業といたしましては、主要な施策の25ページにお示しをしておりますが、市民協働を推進する事業といたしまして、地域の安心安全を確保するための取組みが5件、それから地域の環境整備を促進するための取組みが10件、災害等で緊急を要する事業が3件となっております。主な事業の内容では、地域の安心安全を確保するための取組みでは、生活道へ面した水路への転落防止柵の修繕、生活道の補修、排水路に堆積した土砂の撤去

等で、地域の環境整備を促進するための取組みが水路の閉塞を防止するための海岸の土砂撤去の重機の借上料、それから道路側溝の改修等を行っております。緊急を要する事業といたしましては、大雨による市道への倒木撤去等を行っております。

**松崎日置支所長** それでは、市民が主役の活性化事業について、実績内容についてお答えいたします。まず、地域活性化事業、市民協働を推進する事業におきまして、日置支所においては、具体的に言いますと、日置小学校の裏にあります日置支所が管理している駐車場がありまして、当駐車場は児童クラブや児童クラブの利用者や、日置小学校体育館利用者等が広く日置地区の住民の方が利用されており、同駐車場から校舎体育館へ移動する導線に照明がないことから、2方向、駐車場の中の校舎体育館へ移動する導線を照らすLED照明を駐車場に設置する事業を行いました。また、自治会の清掃活動に合わせて市が管理する埋立広場や道路、公園等の清掃を自治会のほうで実施されました。その際に清掃等で発生しました草等の運搬に係る経費について市のほうで助成をしております。さらには、集会所の用地、駐車場について、雑草が生えて維持管理や雨天などにおいて、利用者にとって不便な状況であるということから、自治会のほうから集会所の駐車場を自治会の中でコンクリート舗装したいということで、生コンクリートの原材料や重機に係る経費を助成しております。主な内容につきましては今の3点でございます。

**岡田油谷支所長** それでは油谷支所のほうからお答えいたします。市民が主役の地域活性化事業におきましては、地域活性化事業と市民のちから応援補助金事業、それと小さな拠点づくり推進事業が油谷支所については実績として上がっております。地域活性化事業の市民協働を推進する事業について、主な事業としましては、油谷については地域性特異の部分で漂着ごみの回収に係る機器の、住民が回収するものに対しての、一緒に作業するにあたって機器の借上料、または燃料費の負担、また地域の安全・安心を確保するための取組みにつきましては、急傾斜地における市有地の雑木が倒壊のおそれがあるというようなことで緊急的に撤去、倒木した場合に隣接する民家に甚大な被害を及ぼすための撤去の費用等で地域活性化事業の予算を使っております。また、市民のちから応援補助金につきましては、団体提案型事業で3団体の提案に対して補助金交付要綱に従っての補助金を3件支給してます。また、油谷地区においては、現在小さな拠点づくり推進事業というものが令和2年度より予算化されまして、油谷地区小さな拠点づくり基本構想が策定されております。主要な施策の報告書にも書いてあるとおり、ワークショップを地区別に3箇所開催、全体会を2回開催し、住民アンケート等をやっております、基本構想の検討委員会が3回開催され、この3月に基本構想を策定しました。以上でございます。

**上田委員** 先週の議場におきまして、重村議員が市周辺部において支所、出張所機能の拡充と権限強化ということに言及をされております。これはまさに、ドンピシャの内容なんですけども、事業、この成果・課題のところにもうたってありますけども、事業の選択にあたっての内容を明確、それから公平性を保ちながら事業を実施するというのをもうちょっと分かりやすく、基準なりがあるんでしたらお話をいただけたら。どなたか代表者でも構いませんのでお願いいたします。

**松崎日置支所長** 主要な施策の報告書に記載しておりますように、地域活性化事業の採択に当たっては、採択基準により公平性を保つ必要があるというふうに、こちらのほうへ書いております。本事業につきましては、令和2年度が初年度であったということで、明確な採択基準を定めておりませんでしたので、本事業を同じ団体が同一年度に複数回利用し、利益を享受することとなりました。令和3年度からは、支所長の責任において優先順位を設定し、調整を行い、団体間の公平性を保つことといたしました。また、他の補助金制度との整合性を保つということで、他部署で実施している補助事業等がある場合は、補助事業を優先して申請することとすることを基本といたしました。ただし、補助事業の予算が不足する場合、事業規模が小さくて補助事業の採択要件を満たさない場合、また、緊急な場合などは本事業で実施しても差し支えないということに取扱いをしております。さらには、基本的には公有財産に加工しないということは今大原則としております。ただし、公共性が高く、緊急等でやむを得ず実施する場合においては、あとのトラブル等を防ぐために所有者、管理者の承認を受けるということを今、取り決めをしております。いろいろと審査項目を作っております。市民が主役の活性化事業の採択を行う場合は、この令和3年度から作成しました審査用チェックシートを用いまして各団体からの要望が採択要件に至っているかどうか判断をしているところでございます。

**上田委員** いろいろ動きがあるようで、今後ともどうぞよろしく申し上げます。各支所と地元の住民さんとの関係と申しますか、関係性につきまして、どういう状況なのかということをも、もし表現できるのであればお願いしたいと思いません。

**小林三隅支所長** 関係性と言いますか、この事業につきましては、要望に対して支所のほうで採択をして事業をするというところですけど、その要望内容と言いますか、それをしっかり職員が話を聞いて、そこに地域とのコミュニケーションが多数取れているというところは実感しております。それをしっかり聞いたうえで実行すると市民の安全安心の確保、環境整備等が実施できてということで、職員のほうにもかなりのスキルアップにも繋がる事業だというふうには認識しているところでございます。

**上田委員** 分かりました。油谷の岡田支所長にちょっとお尋ねできたらと思います。小さな拠点づくり推進事業が油谷にはございまして、ちょっとこの事業につきまして少し深掘りしていただいて発言をいただきたいと思います。

**岡田油谷支所長** 主要な施策の報告書に基づいて、ここには事業を実施した内容が書いてあるところがございますが、今現在、小さな拠点というものは、その地域で、ここに書いてありますように、誰 1 人取り残さず、いごちよく住み続けられるまちとして、油谷地区において、それぞれ少子高齢化が進んでいく中、地域のこれから持続可能な地域を作るために必要なもの、その中で公共施設の再配置等も含めた考え方をしていくこととございます。今ここに書いてありますように、将来像については主要な施策で報告してあるとおりでございまして、現在構想を受けまして、そのあとは今小さな拠点づくりの基本計画の策定委員会をこの 4 月に選定させていただきまして、災害に対する安心安全の体制とか、公共交通とか、そういうことを含めながら、油谷地区の小さな拠点の中心的施設のいろんな整備のことについて基本計画を策定していくための協議を行っている状態とございます。

**綾城委員** 関連です。今、小さな拠点づくり推進事業、油谷地区小さな拠点づくり基本構想策定事業、253 万 6,650 円についての質疑関連とございます。これ今、協議を実際に今の油谷支所をどうしていくのかという協議をされているというところでご説明があったと思います。今後の方向性が決まりましたら議会のほうに説明はしていただけるのか、その辺り確認をさせていただきたいと思えます。

**岡田油谷支所長** 油谷地区の小さな拠点づくりの基本計画策定の最終段階になりましたら、議会に対しても説明をさせていただきたいというふうに考えているところです。

**綾城委員** いろんな方法が、手法があるんだと思いますが、またその建て替えというような方法になった場合、これは民間に建てさせるという手法をとられるのか、お尋ねいたします。

**岡田油谷支所長** 将来的な財政負担や施設のランニングコストなどを考慮いたしまして、多様な整備手法を検討していく中で、民間の活用も検討項目の一つであるというふうには考えております。

**綾城委員** 最後の質問です。もし建て替えをされるという場合における質疑ですが、萩市は例えばエアコンの空調、庁舎のですね、エアコンの空調は、電気だけではなく、GHP、ガスヒートポンプが導入をされております。すべてを電気のみで賄う場合、電気代基本料金は最も使用料が高い月を基準に、決まります。しかし、ガスから発電する場合は、ガス代がかかりますが、電気使用量が減るため、ピーク時の電気代が抑えられた結果、基本料金が安くなりトータ

ルで見ると、大規模施設の場合ほど安くなりやすい傾向があるというふうなことも聞いております。こういったコスト削減の効果や、コストだけの問題でもなく、さらに、地元事業者の活用により雇用も維持され、地元事業者なので、対応も早いというふうな、電気会社ではなくて地元のガス会社を活用できるというところで、一石二鳥という側面もあるのではないかとこのところ、これ以前林哲也議員が一般質問のなかで取り上げていらっしゃいます。実際長門市内でも、公共施設で導入されているところがあります。そういったことをもし立て替えられるのであればですね、そういったことの導入のですね、GHPガスヒートポンプの導入を検討できないか、見解をお尋ねいたします。

**岡田油谷支所長** もし、ということであります。今後計画されます小さな拠点を中心的施設の整備があったとしたら、その整備の手法に応じて検討していくというふうな答えをさせていただきたいと思っております。

**中平委員** 少し戻りますが、市民が主役の地域活性化事業で、これ3支所ごとにお答えいただけるとありがたいですが、各ページの事業概要の地域活性化事業、市民協働を推進する事業の上から1番目、地域活性化への取り組み、4番目の福祉や教育に関する取り組みについて、具体的にどのように取り組まれたのか、その結果と成果、課題をお伺いいたします。

**小林三隅支所長** それでは質問にお答えいたします。年度当初に、各自治会の自治会連絡協議会において、市民が主役の地域活性化事業の説明を行っております。事業の円滑な推進を図って参るために、自治会組織にご協力いただいているところでございます。自治会からは地域の安全安心を確保する取り組み、地域の環境整備を推進する取り組みの要望が多く、地域活性化への取り組み及び、福祉教育に関する取り組みの要望等該当するものはございませんでした。今後は自治会組織だけでなく、各種団体にも周知し、幅広い方々にも、今後の事業に対するご理解をいただき、要望といたしますかそういう声を拾っていききたいというふうに考えているところでございます。

**松崎日置支所長** 日置支所においては、先ほど三隅支所でも答弁でありましたように、日置支所においても、年度当初、日置支所で開催する自治会連絡協議会がこの協議会の場において、本事業のPR周知を行っております。それ以外にも、地区の社会福祉団体やボランティア団体にも説明を行っております。その後、各自治会、団体等から、支所へ要望が提出され、当該要望について、支所内部で協議を行い、最終的には支所長の権限において、市の財務規則に基づき予算を執行したところでございます。令和2年度につきましては、先ほど答弁を差し上げた通り、地域の安全・安心を確保するための取組が4件、地域や環境を整備する、地域の環境整備を促進するための取組に9件の要望がありましたから、地域活性化への取組や、福祉や教育に関する取組については、十分

周知を行ったところですが、今回、令和 2 年度では、要望がなかったところでもございます。この事業を通して、成果といたしましては、支所の権限において、地域住民のニーズや、緊急性の高い地域課題の解決に向けて、スピーディーな解決ができたことで、地域の安全安心の確保や、環境整備を図ることができたと考えております。また、本事業推進にあたっては、地域課題について、支所全員、職員全員が地域の声をしっかり聞く体制をできつつあると考えております。

**中平委員** すみません日置支所長、私が聞いたのは地域活性化への取り組みと、福祉や教育に関する取り組みなんです。今、支所長が答えられたのが、この報告書に載ってある二つの事業のことで、この福祉や教育に関する取り組みの方を、特に成果や課題がありましたらお答えください。

**松崎日置支所長** 今委員がおっしゃる、福祉や教育に関する取組につきましては、日置支所においては、しっかり周知を行っているんですけど、今回その要望がなかったということで、令和 3 年度においてはもう一度掘り下げをして、要望が出るような形へできれば進めていきたいとは思っております。

**岡田油谷支所長** 結論から言いますと両所長の回答と同様でございますが、そういうことで油谷支所においても、折に触れて周知を自治会長集会やその他会合において周知をしてきたところでもございますけれども、令和 2 年度においては、議員ご指摘の地域活性化の取り組み及び福祉や教育に関する取り組みについての申請、要望は出てこなかったところでもございます。

**吉津委員長** ほかに関連質疑ございませんか。

**田中委員** 今の関連なんですけれども、3支所とも今お話伺ってますと、まず真っ先に自治会のほうに聞かれたとか、その他地域団体とおっしゃいますけれども、地域に住んでおられる 20 代 30 代とか、子育て世代の方々のそういうところでそういう参加をされたというか、協議会とかございますよね。油谷支所でしたら、構想検討委員会などにはそういう若い世代の方っていうのは参加されてるんでしょうか。

**岡田油谷支所長** 今お尋ねの小さな拠点づくり構想策定委員会の中に、若い方がいらっしゃるかというお尋ねの件につきましては、委員の中に 20 代、30 代の方はいらっしゃいません。それぞれ自治会、または経済、商工団体、あと郵便局等の公共的な役割をされる方々の代表者の方に来ていただきましたので、その中で今若い方はいらっしゃいませんでした。

**田中委員** 関連と言いまして、ちょっと科目が変わったんですけども、私が言いたかったのは、中平委員が言われましたように、福祉や教育に関しての声が、このたび上がらなかったということに関して、また新年度は声をかけていくという、冒頭に自治会等と言われましたので、是非、今までそういうグループに

はなっていないけれども、保育園であったり、保護者であったり、PTA だったり、そういう今まで声が聞けなかった場所に声を聞いていただけたらなと思っておりますけれども、如何でしょうか。

**小林三隅支所長** それではご質疑にお答えいたします。先ほども言ったように、反省点として、どうしても自治会組織を中心に考えてきたというところがございまして、自治会組織というのは先ほど言いましたように、安全・安心の設備とかっていうところが、どうしても要望的には多くなっております。反省点として、各種団体、当然、民生児童委員などの制度の方々にも説明をしながら、児童委員さんの方に PTA とか、保護者の方々にも周知していただくとか、そういう方法で今度は幅広い方々に事業説明を行って声を吸い上げていきたいというふうに考えております。

**松崎日置支所長** 先ほど答弁いたしましたように、自治会組織は当然ですけど、委員おっしゃるように、子育て世代の方に対して、例えば保育園の保護者の方、学校の PTA の方に対して、この事業の周知についてしっかり行っていき、声をしっかり上げていただけたらと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

**岡田油谷支所長** 昨年度については、市民のちから応援補助金といったところで、提案型のところで 3 件出てきておりますが、この辺は年齢的にも若い方たちのグループでございまして、今年度については、この部分の事業は総合されてなくなっておりますけれども、この辺りのグループともお話し合いを今後していくとか、あとは今、両支所長が言われましたように、民生児童委員さんとか、そういった新たな団体への働きかけが必要というふうに考えております。以上です。

**吉津委員長** 他に関連質疑はございますか。

**林委員** 10月1日の9月定例会の最終日には、この決算関連議案が追加提案されました。本会議では、それぞれ私も含めて複数の議員から総括的な質問が出されました。その中で重村法弘議員が、支所とか出張所の機能強化について令和2年度の評価について質しました。それで、それについてその答弁の中で次のように言っております。「新たに市民が主役の地域活性化事業として、各支所に500万円、各出張所に100万円の予算をそれぞれ計上し、予算執行にあたっては支所長、所管課長に権限を与え、柔軟かつ迅速な対応に努めた結果、執行率が77%から96.5%に及ぶなど、地域の安全・安心の確保や環境整備について、一定の進展をみることができた」としております。さらに、「事業を推進していく効果として、支所・出張所の職員が地域の皆様のお声をしっかり聞く体制ができつつあるものと評価している」として、「今後とも支所・出張所機能の拡充に努める」と答弁されました。それで、これは組織論の問題になるんで、ちょ

っと副市長にお尋ねしたいんですけれども、今後も、これまでどおり部次長級の支所長が率いる職員体制で市民サービスに取り組んでいくという解釈でよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

**大谷副市長** ご指名でございますので、私からお答えを申し上げたいと存じます。今、委員がご紹介ありましたように、令和2年度におきましては、この500万円、そして出張所の100万円の予算ということで、市民が主役の地域活性化事業、これは市長にとって目玉の事業として、新規事業として予算化したものでございます。その組織論といたしましては、この予算を本庁の顔色をうかがうことなく、スピーディに円滑に執行することができるようにということで、その機能強化とともに、その権限の強化も図ったところでございます。従って、支所長には強い権限を与え、本庁に伺うことなく、その場、その場でスピーディに柔軟かつ迅速な対応をできるようにという趣旨で、この事業は予算化したところでございます。確かに、市長が議場で申し上げたとおり、推進していく効果と申しますか、副次的な効果として、そういった支所長権限の予算がついたわけでございますから、現場に必ず行かないといけない。どういう状況になっているか、そういうものをスピーディに把握しなきゃいけないということで、副次的にその職員が現場対応をしなきゃいけないという状態になりましたものですから、答弁でも申し上げましたように、市民の方から、そういった良い面って言いますか、良い評価をいただいたところでございます。それと今年度から、答弁の中でも申し上げましたとおり、班制というものを引いておりましたけれども、これを担当制に変えて全庁的に支所全体として取り組めるようにしたところでございます。となりますと、当然、欠くべからざるものは支所長の強力なリーダーシップでございます。そうしますと、やはりこの部次長級を今、この支所長には配置してるところでございますけれども、是非これは今後ともできる限り、部次長職を配置、設置できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**吉津委員長** 他に関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はありませんか。

**林委員** それでは、ちょっと三隅支所長にいくつかお尋ねします。まず、決算書の143ページ、144ページ、4款「衛生費」、1項「保健衛生費」、1目「保健衛生総務費」の項番号705番、「三隅保健センター維持管理費」77万3,144円についてお尋ねいたします。この中で、土地使用料71万5,200円というのが決算額として上がっております。ご存知ない方もいると思うんですけど、今の支所になってる三隅保健センターというのは、下の土地が私有地が一部あります。従って、ちょっと以前から指摘されておりますように公共施設の底地が民有地というのはどうかということで、いろいろご議論もこれまでされてきました。

そこで、毎年こうやって土地をお借りしてる方に対して、こういった使用料を払われてるわけなんですけれども、当然、今のこの公共施設の底地が民有地に一部かかっているのもあんまり健全な形ではないので、当然、支所としても当然その交渉にはずっと当たられてると思うんですけれども、その辺りの経過、経緯とかありましたら、ちょっとお答えいただきたいと思います。

**小林三隅支所長** それではご質問の方にお答えさせていただきます。公共施設の土地が民有地ということは、好ましくないということは認識しております。土地所有者と内規の土地取得または処分における評価価格を参考に取得に向けた交渉を継続的に行っているところがございますが、なかなか同意には至らず今の賃貸借という形になっております。相手もいらっしゃいますので、なかなか進まないというのが現状でございますが、今後とも土地所有者にご理解いただけるように、交渉の方はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**林委員** はい。わかりました。次にいっていいですか。この問題で関連があれば。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、林委員。

**林委員** それでは、次にまた同じく、三隅支所長に頑張って答弁していただきたいと思います。161 ページから 162 ページの、4 款「衛生費」、2 項「清掃費」、2 目「塵芥処理費」の中で、ごみ収集事業（直営分）というのがあります。決算額 1,410 万 1,608 円ということなんですけれども、この中の修繕料というのが決算額として上がっております。修繕料として 155 万 8,505 円ということなんですけれども、これは前年度決算と比較しますと、前年度決算は 104 万 1,000 円でございます。令和 2 年度の決算額は修繕料が若干上がっております。この要因について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**久行三隅支所長補佐** それでは質問にお答えします。三隅地区のごみ収集業務に係る修繕料について、令和 2 年度の経費は 155 万 8,505 円であり、前年度の経費 104 万 1,000 円と比較して、51 万 7,505 円の増額となっております。これは三隅地区のごみ収集の車両は、平成 21 年 11 月に取得したパッカー車、平成 13 年 5 月に取得した 2 トンダンプ車、令和元年 11 月に更新した 2 トンダンプ車の合計 3 台で運用していますが、パッカー車が取得から 12 年、2 トンダンプ車の 1 台が取得から 20 年が経過しており、この 2 台の修繕料の経費が大きく増加したことが増加の要因となっております。

**林委員** 今、三隅は他の 3 地区と違って直営でごみ収集が行われております。それで、これは以前、私の一般質問で三隅地区のごみ収集のいろいろ見えてきた課題とか問題点とか、いろいろ指摘をさせていただきました。それで今、ご

説明にもありましたけども、かなり車両が大変老朽化してるということなんですけれども、今後、こうした車両の更新等も含めたこの委託のあり方、直営なのか民間委託にしていくのかっていうご議論っていうのはずっとあったと思うんですけれども、その辺は一定の方針というのはどういったもので、それはその三隅支所のみならず、行政全体としての内部共有はされているのかどうかっていうところをお尋ねいたします。

**小林三隅支所長** ご質問の方にお答えします。平成 29 年度のごみの新分別収集の開始時に、当時の労働条件で直営と民間の委託の経費の見積もり比較を行いまして、直営方式の方が低コストであるため、現在、直営での収集業務を継続してるところでございます。先ほど答弁したように、車両の老朽化というところで維持費は増額傾向にあることから、車両の更新時期も含めて、コストだけでなく市民生活の影響も総合的に研究して判断したいというふうに考えているところでございます。

**林委員** その総合的な判断の中には、当然、他の 3 地区でやっているような民間委託という選択、それから現行の直営方式の選択ということも両方含めた中でということで解釈してよろしいですか。

**小林三隅支所長** 民間委託、直営方式のどちらを選択するかというところを総合的に判断したいというふうに考えているところでございます。

**上田委員** 先ほどは大変ご無礼いたしました。11 節の需要費におきまして、各支所とも不用額が発生しております。これについてちょっと説明していただければと思います。

**久行三隅所長補佐** それでは質問にお答えします。決算書 91 ページ、92 ページの、目の三隅支所費の需用費につきましては、不用額が 38 万 7,243 円となっています。これは備考の「030 市民が主役の地域活性化事業」の修繕料、及び「900 三隅支所費」の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料の残額の合計額となりますが、不用額の主な要因としては、三隅支所費の光熱水費が予算額 191 万 3,669 円に対して、支出額が 161 万 9,258 円で、29 万 4,411 円の不用額が生じたことによるものです。

**松崎日置支所長** それでは日置支所費の需用費の不用額についてお答えいたします。決算書で言いますと 93、94 ページになりますけど、需用費の不用額は 96 万 9,511 円でございます。主な要因としては、一つは、日置支所の維持管理に関する光熱水費、電気料でございますが、当初見込んだ金額より低い金額で執行できたことでございます。特に夏場冬場における空調に係る電気料が節約できたと考えております。この光熱水費の不用額として約 45 万 9,000 円が生じております。二つ目には、市民が主役の活性化事業における、修繕料が当初見込んだ金額より少なかったことでございます。本事業につきましては、予算編

成の段階で各団体からどのような要望があるか見込めないことから、過去のきめ細かな地域活性化事業の実績に、緊急対応枠を加えた金額で予算計上したところ、不用額として約 36 万 9,000 円が生じたところでございます。

**岡田油谷支所長** 油谷支所費におきましては不用額が大きいものにつきまして是需要費ということになっております。決算書のほうにおいては、95 ページ、96 ページのところでございます。不用額が 121 万 2,688 円と需要費のところ出ております。主な要因といたしましては、燃料費、光熱費及び修繕料ということになっております。例年災害等、不測の事態に備えた予算計上を行っており、令和 2 年度においては燃料費、光熱費とも例年の使用量を相当下回ったというところでございます。燃料費については 40 万 3,153 円。光熱水費については 46 万 6,605 円の不用額を出したところでございます。また、修繕等につきましてはやはりこれも不測——その修繕費用についての必要な部分と当初予測していたかというのも少なかったというところで、このための不用額が発生をしたものと分析をしたところです。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 13 —

— 再開 10 : 15 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

**杉村消防長** お疲れ様です。それでは、消防費について補足説明を申し上げます。令和 2 年度の決算額は、前年度と比較して、約 1,000 万円の減となっております。それでは主なものにつきましてご説明を申し上げます。決算書では 231 ページ、主要な施策の報告書では 126 ページからとなります。まず、常備消防費では、消防車両の更新計画に基づき、中央消防署の資機材搬送車等を更新しております。また、電話による音声での 119 番通報が困難な方が、緊急時にスマートフォンや、携帯電話のインターネット機能を利用した通報用 Web サイトの操作で 119 番通報が行える Net119 緊急通報システムを整備いたしました。次に、非常備消防費では、老朽化した三隅第二分団野波瀬部隊の消防機庫を新たに建設したほか、消防団車両整備計画に基づき、小型動力ポンプ付積載車 3 台及び小型動力ポンプ一式の更新を行ったところでございます。補足説明については以上です。

**吉津委員長** 説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はあ

りませんか。

**江原委員** 最初に、予算書 234 ページ、「款」消防費、「項」消防費、「目」非常備消防費、説明コードは 025「消防施設等整備事業」報告書が 126 ページになります。これについてお伺いします。最初に、報告書の具体施策名に「消防団員の確保」とありますが、どのような手だてを講じて予算的な裏付けなどあるのか、ないのか。そのあたりについて、お尋ねをしたいと思います。あわせて成果と課題等についてもお聞きしたいと思います。

**大村庶務係長** 施策名には「消防団員の確保」とございますが、令和 2 年度決算額といたしましては、金額としてはございません。現在、消防団員の確保につきましては、告知放送やポスターにより団員の募集を行うとともに、各地区に、人間的に繋がりのある、それぞれの部隊が積極的に勧誘活動を行っておりまして、予算はかからないものとなっております。9 月議会での、西村議員の一般質問にもございましたように、今後は広報紙に部隊長等の名前を掲載したり、消防団と連携をとりながら、1 人でも多くの消防団員の確保のために取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**江原委員** ただいま広報等を活用してしっかりと消防団員の確保というのは、人員がすごく少なくなっているというふう聞いておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。続いてお聞きします。成果の中に、消防査察車を更新して、市民の安全安心の向上が図られるとありますが、具体的にどのような使い方をされていかれるのか、お伺ひいたします。

**宮本総務課長補佐** それではお答えいたします。更新整備いたしました消防査察車の活動実績でございますが、平常時は、庁外での各種住民指導や防火・防災訓練、事業者等の消防査察による災害発生の未然防止に努めるとともに、火災発生時は原因調査等のため出動しております。昨年 11 月に納車されまして、本年 9 月までの実績につきましては、延べ 61 回稼働しております。

**中平委員** 決算書 235、236 ページ、1 款「消防費」2 項「消防費」3 目「常備消防費」説明コードは「900 常備消防費」ですが、報告書は 127 ページ、「Net119 緊急通報システム整備事業」についてお伺いします。この事業は令和 2 年度当初予算より 100 万近く減額しても、執行率が 80.5%と若干低いと思われれます。その理由をまずお伺ひいたします。

**宮本総務課長補佐** 事業費全体のうち、業務等委託料と、システム使用料の大幅な執行残が認められました費目について、3 月に減額補正を行ったもので、執行残が少ない消防用備品、通信運搬費につきましては、減額補正をしなかったため、執行率が 80.5%だったものでございます。

**中平委員** 令和 2 年度当初予算の審査時に、綾城委員より、周知、使い方、今後の対応について質疑があり、消防本部から、地域福祉課と連携して個別にも

対応する旨の答弁がありました。実際の登録者は6名です。登録者数に関して消防本部の見解をお伺いし、この成果と課題について具体的な活動内容もお伺いします。

**岩本消防本部次長** 運用開始に伴う住民の周知として、市内在住の聴覚、音声、言語咀嚼機能障害者手帳を保持している方に、パンフレットと、登録説明会の案内文書を事前送付いたしまして、2月に3回の説明会を実施しております。その参加者14名のうち6名が登録された状況であります。また後日、消防本部に4名の方が問い合わせにこられた状況ですけど、6名からは、現在のところ、増えておりません。この登録者数につきましては、他市消防本部の人口割で見ると、長門市と同様に少なく、理由としてはですね、登録にはインターネット機能に接続可能で、GPS機能も搭載し、システムに対応した携帯電話が必要であることも影響していると考えられています。このため、救急講習会をはじめとした各種講習会の場はもちろんのこと、関係機関である地域福祉課や、社会福祉協議会とも協力して、関係者が集まる場においてシステムの周知と登録の呼びかけを行う広報活動を継続していくこととしております。

**中平委員** 決算書は235から236ページ、1款「消防費」2項「消防費」2目「非常備消防費」説明コード010から015まで、報告書が128ページです。「消防施設等整備事業」について、報告書の成果と課題に、今後の市民の安全と安心を向上させるため、計画的な整備を行う必要があると書かれておりますが、その具体的、どのような資機材を整備されるのかお伺いいたします。

**大村庶務係長** 消防施設等整備事業につきましては、消防団車両機庫整備計画に基づきまして、消防機庫及び小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車について整備を行っているところでございます。

**中平委員** これは修繕ということで、改善等は含まれてないと思います。だから消防本部として、多数の消防団機庫にトイレや水道がないということは把握されておりますでしょうか、お伺いします。

**増山総務課長** 消防団機庫にトイレや水道がない部隊があることは把握しております。設備については、今後部隊とも協議をしながら検討して参りたいと思います。

**吉津委員長** 関連質疑はございませんか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**江原委員** 私から、最後に杉村消防長にこの決算を通じて、所感をお尋ねします。この決算書に記されているように、常備消防と非常備消防に分かれております。それを含めて、市民の生命と財産を守ることからして、火災消火、救急出動、災害予防等に、ソフトパワーである消防署員や市職員、消防団員の方々に、かなり委ねられている部分があります。そしてこの2年度を振り返っ

て、消防長として、成果や課題についてご所見をお願いいたします。

**杉村消防長** ご指名でございますので、お答えさせていただきます。常備消防であります、消防署につきましては、ご存知の通り、現在中央消防署と西消防署の二つがございます。この消防署については、3交替制で365日24時間救急や災害出動など、常に市民の命と財産を守っているものと自負しておるところでございます。非常備消防であります、消防団につきましては、現在、1,000人近い団員に入団をいただいております。本業の傍ら、有事の際には、災害活動や行方不明者の捜索に当たっていただいております。特に、消防署から遠隔となる地区においては、消防署車両の到着に時間を要すことから、地元消防団の初動活動に頼ることが多く、実際に地元消防団の消火活動により被害を最小限に止めたというケースも多くあり、大変感謝しているところであります。また、集中豪雨や台風による大規模災害時や行方不明者の捜索活動においては、マンパワーが重要で、消防団の存在は大変大きいものでございます。私は常々、常備消防と非常備消防は車の両輪であると考えており、今後とも、この両者が協力し合って、長門市の安全を確保して参りたいと考えております。一方、過疎化の進展などにより、消防団員確保が難しい状況、さらに一部の機庫では老朽化や、近年の消防車両の大型化に対応できないなどの問題を抱えております。このように、消防団部隊を取り巻く環境は、今後ますます厳しいものと考えており、財政的な見地からも、消防団部隊や機庫の統合を模索することも必要ではないかと考えております。これにつきましては、地元部隊や周辺自治会の理解を得る必要があります。消防団機能の充実を図ることを前提とした検討を進めているところでございます。令和2年度は、コロナ禍という未曾有の事態で、各種行事、市や県の消防操法大会、さらには出初式も中止となったところであり、残念でなりません。この状況は、今も続いておりますが、一刻も早くコロナが収束し、前の状態になることを祈っているところでございます。お答えになっているかわかりませんが、私の所見ということでお答えさせていただきました。

**吉津委員長** 関連する質疑はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほかご質疑はございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了いたします。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:29 —

— 再開 10:30 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議をはじめます。次に、議会事務局所管につ

いて審査を行います。執行部の補足説明がありましたら、お願いいたします。

**小林企画総務部長** 議会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

**小林企画総務部長** 総務課所管につきましては、決算書 69 から 70 ページ、第 1 目「一般管理費」、主要な施策の報告書 12 ページの職員研修事業では、職員研修費のほか、人事交流に伴う派遣職員の旅費が主な支出の内容となります。令和 2 年度の人事交流として、山口県には市町課に、下関市には観光政策課に、後期高齢者医療広域連合には総務課に、山口県ひとづくり財団には教務第 2 課等に、また災害業務派遣として南三陸町に職員を派遣しております。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**江原委員** 決算書 69 から 70 ページ、款「総務費」、項「総務管理費」、目「一般管理費」、説明コード 001 職員人件費についてです。最初に、長門市職員の障害雇用率は、法定雇用率を守っておられるのか、お伺いいたします。

**井関総務課長** それではお答えいたします。本市の法定雇用率は、現時点で 2.94% でございます。障害者の雇用促進等に関する法律の施行令で定めます雇用率 2.6% を上回っている状況でございます。

**江原委員** 続いて、昨年の決算審査におきまして、障害者採用試験の受験資格の緩和を質疑しておりますが、担当課より検討はしていくべきだと考えている、と答弁がありました。その後の進捗状況をお伺いいたします。

**井関総務課長** 令和元年度からは、身体障害者手帳に加えまして、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられているすべての方を対象とした募集を行っているところでございます。また、障害者雇用促進法におきます障害者の範囲及び雇用の義務対象では、就労に際して、障害の症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとされておりまして、職務の遂行能力を見極める必要性があることから、障害者の採用試験において、活字印刷による試験に対応でき、また、口頭による面接に対応できることを要件としているところでございます。また昨年一昨年と、この委員会のほうでですね、意思疎通ができない方に対して、受験資格はどうかというご質問がございまして、昨年度も私のほうから、検討をしたいというふうに申し上げたところでございますけれども、その後私のほうが障害者の職業関係の講習等を受講させていただいてまして、その講習会のテキストでございまして、それによりますと、採用試験におい

ては障害者も、障害のない人と同じ試験を受験し、競争することとなると。これは大原則にはなりますけれど、試験の際には特別に配慮をしなければならないとされております。この特別な配慮と申しますのは、個々の障害の特性に配慮した、受験上の配慮となるわけでございますけれど、点字や車いすでも受験可能な設置等の配慮を行うものと考えているところでございます。また、その際には、そういった配慮する場合には、事前に障害者の方と意向を確認し、尊重した、配慮してくださいとも謳われております。また、採用後におきましても、日常的に障害者本人と意思疎通を十分に図り、必要な支援を行うこととされております。障害者の方の職場環境への配慮や、個々の能力とその適性に合ったキャリアアップ等のフォロー体制を構築をしていくためにはですね、採用試験の際には意思疎通ができることが必要であると考えているところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。

**綾城委員** 一点です。細かい話なんですけど、障害者雇用がホームページに掲載されてますよね、この度も会計年度任用職員の障害者枠で募集されてると思うんですけど、今言われた特別な配慮が必要な方は、事前にお申し出くださいというふうに記載されてるんですよ。細かい話なんですけど、他市を見ますと、今言われた点字とか、そういったことの配慮が必要な、じゃあ具体的な配慮はなんなのか、っていう紹介が結構丁寧に書かれてるんですよ。点字とか、例えば手話が必要だとか、そういったことを書かれてこういった範囲で必要な方は事前にお申し出してくださいということが記載されてるんですよ。今、長門市はそういった障害者雇用を積極的にやっという事で大変評価ができると思ってるんですけど、そういうところで、より具体的に、どういった配慮なのかっていうことを、その要項に書いていただけると、非常にありがたいと。それともう1点、問い合わせ先が電話番号になってますよね、これ他市をずっと見てみると、ファックス番号もきちんと掲載されてますので、その辺をあわせて配慮いただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

**井関総務課長** 今、綾城委員さんから言われたように、その辺のところも特別なやはり配慮ではないかと思しますので、再度募集要項等の見直しを図りまして、次の募集からはそういった項目等も追加をして参りたいと思います。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければほかご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書 69 から 70 ページ、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、1 目「一般管理費」、010 の職員研修事業、これは先ほども担当部長から説明がありました。まずこの執行率が低い理由をお伺いいたします。

**井関総務課長** 令和 2 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、Web 研修では、その研修効果を高めることが難しいと講師の方

が判断した研修の開催中止や、Web 研修に切り替えたことにより、旅費等の件とあわせまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置地域等の移動制限によりまして、本市に帰任することができなかった派遣職員の旅費等の執行残が主な要因でございます。

**中平委員** この事業の中で、自動車安全運転講習等はされているのか、お伺いいたします。

**井関総務課長** これまでの安全運転意識啓発を図る、講義形式の研修に加えまして、今年度の3月からではございますが、新たに運転技術の向上を図る、実技形式の研修もスタートさせたところでございます。

**中平委員** その成果、課題をお伺いいたします。

**井関総務課長** 先ほど申し上げましたけれど、新たにスタートさせました実技講習、研修では、近年、駐車場内での接触事故というのが全体の多くを占めている状況を踏まえまして、長門警察署の交通課の協力のもとに、これまでの本市の事故例から事故の傾向を分析いたしまして、実際に職員が公用車を運転し、縦列駐車における前方駐車の危険性や、正しい運転姿勢による視界確保など、実態に即した研修を3月から実施をしているところでございます。今後も、対象職員を拡大するとともに、継続した研修を実施することで、安全運転意識が高まり、事故・違反が減少することを期待しているところでございます。また、運転免許取得後間もない新規採用職員といたしましては、運転技術の未熟さによりまして、事故等の発生が多く、運転技術が向上するには、一定程度の時間を要するなど、課題もありますが、研修を繰り返し実施することで事故・違反の低減につなげて参りたいと考えているところでございます。

**中平委員** 市職員が最近、今年度も含めてやはり、自動車事故が減らないと。この市職員の起こす自動車事故について担当部長はどう思われ、どう対処されるのかをお願いいたします。

**小林企画総務部長** 市職員の公用車、私用車問わず、事故違反等をした場合は、所属長の意見を付して総務課長のほうに報告をすることになっております。その事故の内容、違反の内容を見ますと、うっかりミスであったり、運転が未熟、今、総務課長が申しましたように、運転が未熟であったり、そういった部分を補うために、長門警察署の協力も得て、実技形式の研修も取り入れているところでございます。企画総務部長としては、毎月の部長会議がございまして、この際に、重ねて毎回、まずはこの交通事故の違反等がないように、事故がないようにということを、部長等を通じて、各部署でお互いに確認し合う、そうやって、安全運転の意識の高揚に努めていただきたいということをまず申しております。それと、例えば公用車で事故が起こった場合、損害賠償の額を定める専決の報告というのを、議会の方にお示しすることとなっております。これは事

故の発生日時、発生場所、事故の概要のところに、損害賠償の相手方の住所氏名が載って参ります。そしてその責任割合、このあたりも参考資料でお示しすることになっておりますし、まずは公用車の事故、起こした事故、事故を起こした職員以外の部署が、その事故の後始末っていうか、対応をすることになります。そういったことも含めて、改めて毎回の部長会議において、注意喚起するようにしているところでございます。それと今、中平委員お示しのように、多い時も見受けられるということで、今年に入って6月14日から7月31日まで、集中安全期間というのを設けさせていただいて、特に駐車場内での接触事故、この辺りが見受けられたものですから、それを中心に注意喚起を行ったということでございます。そして最近は、横断歩道を渡ろうとする歩行者を保護する安全義務違反、これで検挙される部分が多くございます。その辺りも含めてですね、そして学校関係のゾーン30あたりの低速運転の徹底も併せて注意喚起をしているところでございます。注意喚起したからといってすぐすぐ効果があるとは思っておりません。それぞれ毎月の部長会議、それぞれのミーティングを通じて、お互いが注意し合うように、職場風土を作るようお願いしているところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございませんか。なければ他ご質疑はございませんか。

**中平委員** 決算書は73、74ページ、2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」、説明コード900、会計年度職員報酬が、当初予算より500万円ほど減額されております。その理由をお伺いします。

**井関総務課長** 総務課では職員の病気の休職であったり、育児休業職員によります欠員の代替職員といたしまして、会計年度任用職員9名を枠として、経費を計上しているところでございます。人件費の調整について、正職員とかは9月に行っているところではございますけれど、3月までの残り半年間でまだ不測の事態に備えた代替職員の必要性が生じることもございますので、3月定例会で補正、約4名分の報酬不用額を調整をさせていただいたところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございませんか。なければ他ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は11時からといたします。

— 休憩 10:48 —

— 再開 10:58 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 企画政策課所管につきましては、決算書79から80ページ、「第6目企画費」、主要な施策の報告書17ページの地域おこし協力隊設置事業では、令和2年度の退任者4名のうち3名が市内に定住し、起業するなど地域活性化に貢献しています。また、やきとりのまち長門の知名度向上やアウトドアツーリズムの推進、自伐型林業による林業成長産業化などそれぞれの課題に取り組む5名が新たに就任し、一連の活動を通じて、地域力の維持強化を図っているところです。次に、決算書91から92ページ、第10目「ケーブルテレビ放送費」、主要な施策の報告書24ページの光ファイバー網整備事業では、ケーブルテレビ網の災害時等における情報伝達の安全性を確保する、耐災害性の強化と情報通信網の高速化を目指し取組を進めているところであり、令和2年度においては、日置地区及び油谷地区におけるケーブルテレビ幹線の光ファイバー化を進めたところです。以上で補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**綾城委員** 2款「総務費」1項「総務管理費」2目「文書広報費」説明コード010、決算書74ページ「広報紙発行事業」1,119万1,713円についてお尋ねいたします。この広報紙とあわせて、YouTubeのほうで、知っちょこのほうで配信されておりますけれども、これらについて字幕とか手話とかついておりませんが、聴覚障がい者などへの配慮についてお考えがあるのかをお尋ねいたします。

**山田企画政策課長** それではお答えします。市政情報番組「知っちょこ」は広報紙の知っちょここと連動しておりまして、広報紙で掲載した情報の中からテーマをピックアップして、よりわかりやすく紹介する目的で、令和2年11月からほっちゃテレビ及びインターネットの動画投稿サイトYouTubeで月1回放送しております。委員お示しの字幕や手話はつけておりませんが、YouTubeには自動字幕生成機能がついておりまして、完全な字幕とはなっておりませんが、テロップなどとの併用により聴覚障がい者の方もご覧いただけるということを考えております。

**ひさなが委員** それでは、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第2目「文書広報費」説明コード015「インターネットによる情報発信・収集事業」報告書では13ページ、301万3,692円について質疑をさせていただきます。あらゆる世代に情報が行き届くようにと、インスタグラムの活用もされていますが、長門市公式インスタグラムのフォロワー数が、1,370人となっております。このフォロワー数についての見解を伺いたいと思います。

**山田企画政策課長** 公式インスタグラムのフォロワー数についてのお尋ねですが、委員お示しのとおり、フォロワー数は9月末現在で1,370となっております。

す。長門市の公式インスタグラムは、令和元年 12 月 24 日に開設し、これまで安定してフォロワーが増えているところがございますけれども、下関においては、約 5,900 フォロワー、萩市の観光課につきましては約 2,600 フォロワー、美祢市におきましてはですね約 1,600 フォロワーとなっております。近隣の他市と比較してもフォロワーが少ないと考えておりました、本市の魅力を発信していくためにもこれらを増やしていく必要があると考えております。今後もフォロワー数の拡大に向けて取組んでいきたいと考えております。

**ひさなが委員** この事業の成果・課題の部分で、フェイスブックやインスタグラムから情報を発信することにより、本市ホームページへ呼び込む仕掛けに取り組んだとありますが、インスタグラムから URL を通してリンクをタップして、そこに飛ぶことができないという状態にあると思います。その中で本市ホームページへ呼び込む仕掛けとしてどの役割を果たしているのかをお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** 委員お示しのとおり、インスタグラムにつきましては、動向の中の URL のリンクの機能がございません。インスタグラムの特徴といたしましては、ハッシュタグと呼ばれるタグ機能によりまして、フォローしていない人でも、タグ検索で引っかかるという機能がございますので、インスタグラムにつきましては、そういったタグ機能により長門市を認知していただく、あわせて、フェイスブックにはですね、URL のリンク機能がございますので、そのフェイスブックとを併用することで、長門市ホームページへ誘導するなど、それぞれの SNS の機能を合わせた使い方をしているところです。

**ひさなが委員** 主要な施策の報告書によると、ホームページの訪問元、大阪府がほかに比べて多いですが、その理由は何だと考えられますか。またこの分析をもとに、各課への情報共有であったり、政策の展開につなげていく準備があるのかお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** 委員お尋ねの訪問元の理由でございますけれども、分析をしておりますけれども、ちょっと具体的な理由がわかっておりません。これは推察にはなりますけれども、訪問の数をカウントしておりますので、単純に人口の多い都道府県というものが上位にくるのではないかと考えておりました、さらに、東京より大阪が多いということにつきましては、本県が関西圏に近いという理由が考えられます。こういったことから、そういう推察になりますので、各課への情報共有とか、施策への活用には結びつけておらないところがございます。

**ひさなが委員** ホームページのアクセス数が増加してきていることは資料から確認できますが、その目標値は設定されているのか。またインスタグラム、フェイスブックにおいても、フォロワー数の目標値は設定されているかお伺い

いたします。

**村上企画政策課長補佐** 第2次長門市総合計画におきまして、基本目標6の「支え合い、地域を担う協働のまち」の中で、市民参加によるシティプロモーションの推進を施策として掲げております。その目標指標といたしまして、長門市ホームページのアクセス数を挙げております。前期計画終了年度の令和3年度につきましては、70万件、後期基本計画終了年度の令和8年度が、100万件と設定をしているところでございます。また、インスタグラム、フェイスブックにつきましては、現状、目標設定をしていないところですが、今後の計画や戦略等において、策定の中で検討してまいりたいと考えております。

**中平委員** この同じ費目ならよろしいでしょうか。文書広報費。それではお伺いします。ページ数は決算書の76ページでございます。文書広報費の9節「旅費」についてお伺いいたします。計上としては28万2,000円上げられておりますけど、これ不用額全額となっております。その説明をお願いいたします。

**西原シティーセールス推進班主査** 旅費の28万2,000円については、広報紙発行事業において、14万1,000円、シティプロモーション事業に14万1,000円、それぞれ予算化されております。広報紙発行事業では、日本広報協会が主催する広報紙の作成・編集研修への参加旅費として職員2名分、シティプロモーション事業では、全国シティプロモーションサミットへの参加旅費として、職員2名分を計上しておりました。行き先はすべて東京で1泊2日となっております。しかし研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、開催が中止となり、全国シティプロモーションサミットについても、シティプロモーションフォーラムという名称でオンライン開催となったことから、未執行となったものであります。

**ひさなが委員** 同じく文書広報費のシティプロモーション事業についてお尋ねいたします。主要な報告書の14ページとなっております。情報発信リーダー育成事業について、養成講座の成果を問うとともに、参加者へのその後のアプローチについてお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** 情報発信リーダー養成講座の成果、その後のアプローチについてお答えいたします。この講座では、写真の撮影講座や、動画の作成講座といったSNSの情報発信を前提に、市民の方にスキルアップやノウハウを学んでいただく講座を開催しております。参加された方のアンケートではスキルを学べて、今後に生かすきっかけとなったといったご意見をいただくなど、受講者のレベルアップとモチベーションアップに繋がったというふうに成果を感じております。参加者へのその後のアプローチにつきましては、できておりませんので、議員のご助言を参考にですね、今後実施予定の養成講座や、シティプロモーション事業への呼びかけなど、参加者のほうにアプローチをしてい

きたいと考えております。

**ひさなが委員** 「てとてとながと」について、フェイスブックにおけるいいねの数、それからインスタグラムのフォロワー数の推移及び見解についてお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** 「てとてとながと」というのが、長門市のシティプロモーション部が運用する SNS のアカウントの名前でございますが、この「てとてとながと」のフォロワー数についてのご質問です。現在、フェイスブックでのいいねの数が 506 人、インスタグラムは 687 フォロワーとなっております。両方とも開設後に、徐々に増加を続けているところではございますけれども、爆発的にパッと増える伸びというものはありません。長門市の公式の SNS もそうですが、フォロワーを増やす対策につきましては、様々な手法があり、これをすれば確実にというものはございませんけれども、増やすための取組みにつきましては、例えばハッシュタグを活用したり、インフルエンサーを活用したり、広告を打ったりと、そういった形で今後も研究をしてみたいと考えております。

**ひさなが委員** ではコロナ禍でイベントの開催やフェアでの参加等が満足にできなかった旨の記載が報告書のほうにございますが、今後こういった状況が続くことは考えられます。市民による情報発信の強化も大切ですが、イベント開催や、フェア参加と同じような効果を生む事業を検討する必要もあると考えられます。課内でそういったことは検討されているか、お伺いいたします。

**山田企画政策課長** 課内で検討しているかどうかというお尋ねですけれども、現在のシティプロモーション担当の調整監を中心に、庁内でシティプロモーションを具体的に検討するプロジェクトチームを立ち上げておまして、コロナ禍でも実現可能な事業について、具体的に検討をしているところでございます。また、イベントやフェアの開催につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響の度合い、これらを見極めながらできる範囲で再開をしていくこととしております。

**ひさなが委員** それから報告書の一番下の方に魅力度、認知度の順位が記載されていますが、これに対しての目標値がどこなのか、また目標値に対しての見解をお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** この魅力度、認知度につきましては、ブランド総合研究所という機関が毎年調査を行い公表をしているものでございます。本市においては、記載にありますように魅力度で 365 位、認知度で 358 位となっております。この魅力度及び認知度の順位に関しての目標値ということですが、第 2 期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、基本目標 2 「うごきを生む」というものの中で、施策 4 として、ファン獲得によ

る関係人口の創出の取組みとして、シティプロモーションによる認知度の向上を掲げております。その重要業績指標評価指標 KPI として全国認知度ランキングを上げておりました、2024 年度の目標値として、認知度を 250 位を掲げているところがございます。これに対しての見解ということで、全国の中で、認知度を上げていくのには様々なアプローチがあるとは思いますが、やはり地道に効果的な取組みを積み重ねていくことが必要だと考えております。例えば、様々なメディアや媒体などに取り上げていただくことで、多くの人に長門市のことを知っていただくことができますので、そういったメディアへの積極的なアプローチや、先ほどから出ております SNS や動画 YouTube など、そういったインターネットを活用した情報発信を強め、市民一人一人がまちの広報マンとして、まちの魅力を発信していく、そういったまちぐるみでの情報発信体制、機運作りというものも必要と考えております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**ひさなが委員** それでは、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、説明コード 040 定住促進対策事業、主要な施策の報告書 16 ページ、692 万 930 円について質疑を行います。まず、相談の窓口から移住への流れをお伺いいたします。その中で、移住目標人数に達していない原因はどこにあると考えておられるか、お伺いします。

**山田企画政策課長** まず相談から移住への流れでございますけれども、移住相談につきましては、定住支援員と移住コーディネーターが窓口となって対応しております。相談をされる方のほぼすべてがですね、空き家バンクの利用を希望をされておりますので、最初に空き家バンクの利用希望の申し込みをしていただきます。申し込みをされましたら、その方について警察署に照会をした上で利用者登録を行います。その登録完了後に空き家の内覧、現地案内といった流れになりますが、現地に案内する前には必ず定住に向けたヒアリングを実施しているところがございます。空き家の内覧後、所有者との契約交渉を希望された場合には、市がマッチングを行います。具体的な交渉や契約については、当事者間で行っていただくことにしております。次に、移住者数が目標に達していない原因ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発令されまして、その対象地域に居住されている方に対しまして、対面による相談や現地案内、これが困難になった状況が、令和 2 年度はございました。移住希望者は、そういった都市部に住まれてる方が多くてですね、緊急事態宣言が発令されている間は、物件へのご案内を見合わせておりましたので、相談は多くあるものの、現地での対応が困難だったことから実績に繋がらなかったものと考えております。

**ひさなが委員** 予算の執行率が 75.8%となった原因についてお伺いたします。

**福田政策調整班長** 令和 2 年度決算につきましては、主に業務等委託料、お試し暮らし運営事業費補助金、遊休資産購入費補助金について不用額が生じております。業務等委託料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、滞在型仕事体験事業が実施できなかったこと。お試し暮らし運営事業費補助金につきましては、1 事業者から申請の取り下げがあったこと。遊休資産購入費補助金につきましては申請がなかったことにより不用額が生じたものです。なお、補助金につきましては、申請時に即時に対応できるよう一定の予算額を確保するため、減額補正を行っていないことにより執行率が低くなっております。

**ひさなが委員** 令和 2 年度では目標の人数に達していない中、達成をしていくにあたって、職員数や業務の多さについて、見解をお伺いたします。

**山田企画政策課長** コロナ禍で今後の見通しが不透明な現状の中、空き家登録件数の増加以外にもオンラインでの情報発信、相談業務、空き家の内覧など、社会情勢に合わせた対応をとりながら、速やかに移住相談ができる体制を整えていきたいと考えております。業務の体制といたしましては、今年度から定住支援員と移住コーディネーターの体制を再構築しておりまして、それと、市民活動推進課との連携を強化したり、まちづくり協議会や集落支援員の方の協力も仰ぎながら、目標達成に向けて移住者の受け入れ促進を図って参りたいと考えております。

**綾城委員** 今の関連ですが、定住促進対策事業 692 万 9,430 円、これについて、空き家リフォーム等助成金と、お試し暮らし施設運営費補助金がありますが、これにいくら執行されたかお伺します。

**福田政策調整班長** 空き家リフォーム等助成事業補助金は、リフォームが 2 件、56 万 8,000 円、家財処分が 2 件、9 万 5,200 円の計 66 万 3,200 円。お試し暮らし施設運営費補助金につきましては、1 件 30 万円となります。

**綾城委員** 続いて、移住支援金交付実績はゼロということでしたが、これは移住定住がなかったということでしょうかお尋ねいたします。

**福田政策調整班長** 令和 2 年度の移住実績につきましては、空き家情報バンクや、定住関連の補助金を申請された件数からの把握となりますが、令和 2 年度は、8 件 15 人となっております。移住支援金につきましては、要件がございまして、移住元が東京 23 区内に在住または、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していること、また就業先につきましては県が移住支援金の対象として、マッチングサイトに掲載している求人であることなどの要件がございまして、申請はありませんでした。

**綾城委員** 移住相談件数 575 件というふうにありますけれども、どのような相談が多いのか、こういったリクエストが多いのかお尋ねをいたします。

**福田政策調整班長** 移住相談につきましては、主に住居への関心が高く、空き家バンクに掲載されている物件についての問い合わせを多くいただいております。そのほか、補助金など、支援制度についての問い合わせもいただいております。リクエストといたしましては、早く物件を見たいというものが多く、空き家バンクの利用登録などの事務処理につきましては、迅速に進めるよう努めております。また現在、コロナ禍で移動制限等もかかることが多く、現地での案内を待ついただくことが多い状況となっておりますが、こまめな連絡を取るよう努めております。

**綾城委員** これから、この事業ですね、この施策に力を入れれば、移住は増えそうか、担当課の見解をお伺いいたします。

**山田企画政策課長** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークなど場所を選ばない働き方や、地方への移住の検討などですね、地方移住へのニーズが確実に高まっているところであり、地方にとってはチャンスだと考えております。実際に移住相談件数も増加傾向にありまして、受け入れ体制の充実や情報発信の強化などに力を入れていけば移住者の増加に繋がってくるものと考えております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。

**田中委員** 先ほどですね、空き家リフォーム等助成事業に関してリフォームの金額56万8,000円、家財撤去が9万5,200円だったと思うんですが、入ってこられた方が8件ですか、移住件数が8件で、他の方はそういう要望はされなかったというか、助成を受けられずに、入居されたということでしょうか。

**福田政策調整班長** 移住されてきた方のうち、空き家バンクの物件につきましては、リフォームが必要な物件と、そうでない物件等もございまして、その移住された方のニーズに応じながら、相談を受けているところでございます。

**田中委員** 実は私はこの空き家バンクを見るのが大好きで、毎週のように見ております。やっぱりずっと残っている物件っていうのはもう本当に動かさずにあるんで、これは雨漏りがあったりとか、いろんな要因があるんだと思うんですが、ほとんど家財を撤去されるのはご自分でされてくださいっていう表記のものが多く認識してるんですが、もし移住された方が、「いや、このお布団とか、仏壇とかこういうものは撤去しなくていいですよ」という方ってのは、ほぼいらっしゃらないと私は思うんですね。だったら最初から片付けて、もうちょっと小綺麗な写真を載せたらアクセスはもっと増えるのかっていう考えは駄目なんですかね。リフォーム助成金があるのでこれを先に使うって、違いますね、家財撤去の予算を先に使って、少しもうちょっと写真がいい状態でアピールできる方法ってないのでしょうか。

**村上企画政策課長補佐** 委員おっしゃるように、確かに写真というのは非常に

大事といたしますか、見た目でこの物件がよく見えたり、悪く見えたりということが確かにあると思います。ただ、家財が必要かどうかというのは、空き家バンクで言えばですね、行政側からはマッチングまでということで、その後の交渉につきましては当事者間でしていただくようになりますので、その当事者間で家財のこととかについても、お話がされると思っております。空き家バンクに物件を登録いただく方に対しては、こういった家財撤去の補助があるということもしっかり周知をしていきながら、空き家バンク、その写真の善し悪しがどこまでちょっとこちらから言えるかっていうのはありますけれども、なるべくそういった見た目というものを意識しながら空き家バンクの運営につきましては行っていきたいと考えております。

**田中委員** 1点だけ確認なんですけど、あの写真ってというのは市が撮りに行くわけではなくて、提供されたものを載せるっていう認識でよろしいんですか。

**福田政策調整班長** 空き家の物件につきましては、物件登録をいただいた後、市の方で物件の調査につきまして、写真撮影等をさせていただいているところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかご質疑はありませんか。

**ひさなが委員** それでは同じく企画費内の説明コード 060 地域おこし協力隊設置事業、主要な施策の報告書 17 ページです。3,748 万 7,395 円、これについて質疑をさせていただきます。協力隊活動支援団体、地域との関係性が非常に大切な事業だと考えられますが、行政としてのフォロー体制をお伺いいたします。

**山田企画政策課長** 地域おこし協力隊の活動は、隊員の自主企画以外にも、市が受け入れ団体と協議し定めたミッション、これらの取り組みがですね大事な活動と位置付けておまして、隊員、地域活動団体、地域との関係性が非常に重要になってくると考えております。本市では、月に 2 回担当職員と隊員との個別ミーティングを実施しておまして、活動や生活への不安などに加え、早い時期から退任後の意向を確認し、隊員それぞれに合わせた支援を行っておるところでございます。協力隊の制度や支援体制につきましては、隊員を配置する際に隊員と受け入れ団体とともにですね、しっかり説明を行っているところですが、活動を行っていく上ではどうしてもミスマッチが生じてくることが生じます。このような兆候が見られた場合には、担当職員が事業担当課や受け入れ団体の間に入りまして問題解決に、努めているところでございます。

**ひさなが委員** 隊員の募集方法について工夫が必要と記載がありますが、現在の募集方法の問題点についてお伺いいたします。

**村上企画政策課長補佐** お答えいたします。募集方法についてのお尋ねでございますけれども、令和 2 年度の全国の協力隊の隊員数が 5,464 名と、前年度か

ら 115 名増加をしております、本市が協力隊制度を導入いたしました平成 25 年度には計 978 名であったのですが、それから比べても約 5.6 倍と、全国的に隊員の募集が増えておる状況でございます。募集方法ですけれども、都市部で開催をされます交流フェア等にブースを出展して PR や相談を行うといったこととともに、民間事業者が管理運営をする地域おこし協力隊のホームページ、それから市が運営するホームページ等での募集を行ってまいりましたが、先ほど申しましたとおり、全国的に募集人数が増加しているということもあり、そういった募集情報そのものがなかなか目につかないと言いますか、埋もれてしまう傾向にございます。今後の募集方法ですけれども、コロナ禍ということで対面というものがなかなか制限をされる中、そういった社会情勢を見極めながらにはなりますけれども、インターネット等を通じた募集が中心というか、オンラインでのものが中心になってくると考えておりますので、定住促進、そういったところも絡めまして移住や関係人口促進のためのマッチングサービス、そういったサイトもございますので、そういったものの活用も研究していきたいと考えております。

**ひさなが委員** 隊員のミッションについてなんですけれども、コロナ禍において達成が難しかったミッションもあると考えられますが、そういったときにミッションの変更は随時行ったのでしょうか。また、コロナ禍でのミッションというものが、隊員の負担になっていたということはないか伺いたします。

**村上企画政策課長補佐** 隊員のミッションにつきましては、それぞれ隊員の活動ごとに定められておるものでございますが、このコロナ禍の中で行事やイベントなど、そういった地域の方や人との関わり方に制約がある中で、予定していた活動やミッションが思うようにできなかった状況だったと考えております。しかしながら、ミッションそのものについては変更を行わず、そのミッションの中でできる自主企画の準備や、SNS 等を活用した情報発信、将来に向けた技術や資格の取得などにも、あわせて取り組んできたところです。コロナ禍でのミッションが大変負担になったのかというところにつきましては、確かに社会情勢に合わせた対応を取りながらの活動となりましたもので、隊員がせっかく企画をしたものができなかったりとか、思うように活動ができずストレスもあったかとは思いますが。

**綾城委員** 地域おこし協力隊の関連です。地域おこし協力隊が、より働きやすいように受入団体、この育成についてどのように取り組まれたのかお尋ねをいたします。

**村上企画政策課長補佐** お答え申し上げます。中間支援団体につきましては、どのように取り組まれたかというご質問ですけれども、本市では地域おこし協力隊が地域の中で孤立しないように中間支援団体制度を取り入れておるところで

ございます。中間支援団体におきましては、地域の課題の解決に向けたビジョンを持っていただき、隊員と一緒に活動をしていただくことを配置の条件としています。その中間支援団体に対しましては、地域おこし協力隊の制度の趣旨、支援の方法を応募隊員の受け入れの段階から事前に十分にこちらからもご説明し理解をしていただき、受け入れ後も必要に応じて私達、市のほうと中間支援団体の方で協議を行っているところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございます。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。

**綾城委員** 続いて、決算書 78 ページ、2 款「総務費」、2 項「総務管理費」、6 項「企画費」、説明コード 030「総合計画策定事業」248 万 8,149 円についてお尋ねいたします。総合計画の策定にあたり、総合計画に市民の声を反映させる努力はどのくらいされましたでしょうか。また、市民からの反応はどうか、お尋ねいたします。

**村上企画政策課長補佐** お答えいたします。総合計画に市民の声を反映をさせる取り組みということで、市民の代表から構成される審議会の開催とはまた別に、市民アンケートを今年の 2 月から 3 月にかけて実施をしております。アンケートにつきましては、市内に住所のある 16 歳以上の方 3,000 人を抽出いたしまして実施し、回収数につきましては 1,266 件、回収率は 42.2%となっております。そのアンケートの内容、反応ですけれども、まず市民アンケートの結果につきましては、回答属性が 70 代以上が最も多く、次いで 60 代となっております。施策の重要度と満足度の質問では、重要度が高く満足度も高い分野が、ごみの収集処理対策の充実、上下水道の整備ということになりました。重要度が高いけれども満足度が低い分野ということで、地域医療対策の充実、救急高度医療の充実、企業誘致、雇用の確保という結果となっております。また、自由意見につきましては、テキストマイニングという手法で、単語の関連づけや出現頻度、関連性を示した分析がありますが、その関連性の中心には場所という言葉があり、それに必要、働く、企業、若者といった単語が集まっており、産業振興や賑わいに関する言葉が集まっております。単語の出現頻度で多かった充実という言葉に対しては、医療、安心、商業施設が密接な関連があるというふうに分析をされ、医療、健康福祉や賑わい創出の充実が求められていると読み取っているところでございます。この市民アンケートの結果及び寄せられたご意見につきましては、今年度策定を進めております長門市総合計画後期基本計画におきまして反映させていきたいというふうに考えております。

**綾城委員** はい、わかりました。続いて、総合計画の審議委員の選定について、どういったところに気を配られましたでしょうか。そして、女性の審議委員は

どのくらい登用されているのかお尋ねいたします。

**村上企画政策課長補佐** お答え申し上げます。審議会委員につきましては、産業分野から 6 名、保健・福祉分野から 4 名、生活環境分野から 3 名、教育文化分野から 3 名、公募委員が 2 名の計 18 名で構成しており、また学識経験者の方 2 名の方にアドバイザーに就任していただきまして、合計で 20 名で審議会を開催をしているところでございます。本市の最上位計画となる総合計画の策定となりますので、各分野を代表する団体等の方から委員をご推薦をいただき、特定の分野に偏らないような配慮を行ったところでございます。また、女性委員につきましては 6 名となっており、全体の 3 割というふうになっております。以上です。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。

**綾城委員** 続いて、歳入のほうをお尋ねいたします。決算書 34 ページ、16 款「国庫支出金」、2 項「国庫補助金」、1 目「総務費国庫補助金」、1 節「総務管理費」、説明コード 29「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」6 億 2,222 万 9,000 円についてお尋ねいたします。この交付金は、令和 2 年度の交付金は予定どおり歳入されているのかお尋ねいたします。

**福田政策調整班長** お答えいたします。令和 2 年度に交付決定を受けました 10 億 6,925 万 6,000 円のうち 6 億 2,222 万 9,000 円を受け入れ、残りの 4 億 4,702 万 7,000 円を繰越明許予算として、令和 3 年度に繰り越しをしたところでございます。

**綾城委員** このうち、光ファイバー網整備事業に充てられた交付金はありますか。

**福田政策調整班長** お答えいたします。光ファイバー網整備事業分につきましては、繰越明許予算として令和 3 年度に繰り越しをいたしておりますので、令和 2 年度事業分には充当はしておりません。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。

**綾城委員** 続いて、歳入決算書 32 ページ、高度無線環境整備推進事業費補助金 1 億 7,549 万 9,000 円についてお尋ねいたします。これは、どの工区の歳入かお尋ねいたします。

**松岡デジタル推進班主査** それではお答えいたします。ご質問のあった補助金につきましては、2 期の日置・油谷の工区分となります。以上です。

**綾城委員** 続いて、歳入の決算書 32 ページ、同じく、放送ネットワーク整備支援事業費補助金 3 億 1,890 万 3,000 円についてお尋ねいたします。これについても、どの工区の部分の歳入かお尋ねいたします。

**松岡デジタル推進班主査** それではお答えいたします。こちらにつきましても、2期、日置・油谷の工区に分となります。

**綾城委員** はい、わかりました。続いて、令和2年度の光ファイバー網整備事業の一般財源の持ち出し額をお尋ねいたします。

**松岡デジタル推進班主査** それではお答えいたします。令和2年度の光ファイバー網整備事業の決算額は13億5,865万360円となっておりますけれども、その財源の内訳としましては国庫補助金、こちらが4億9,440万2,000円となっております。また過疎債、合併特例債、これらの市債が合計で8億4,300万円となっております。差し引き一般財源が2,124万8,360円となっておりますのでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。

**ひさなが委員** 歳出の部分で、決算書は92ページ、2款「総務費」、1項「総務管理費」、10目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード035、報告書では24ページ、光ファイバー網整備事業、13億5,865万360円についてお伺いいたします。インターネット契約数が増加しているということですが、光ファイバー網整備事業による市民からの反響等はありませんでしょうか、お伺いいたします。

**松岡デジタル推進班主査** それではお答えいたします。こちらにつきましては、インターネットが速くなったというお声をいただいているほか、一部時間帯によっては通信がかなり輻輳しているため、接続がどうしても遅いというご意見をいただいている状況でございます。以上です。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。

**綾城委員** 続きまして、決算書92ページ、2款「総務費」、1項「総務管理費」、10目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード010「ケーブルテレビ施設等整備事業」473万4,576円、こちらについて令和2年度の事業実績をお伺いいたします。

**清水デジタル推進班主査** それではお答えいたします。編集システムなど、放送機器に関するリース料4件の473万4,576円となっております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はありませんか。

**綾城委員** 続いて、2款「総務費」、1項「総務管理費」、10目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード030「ケーブルテレビ施設指定管理事業」4,520万9,000円についてお尋ねいたします。こちらについて、令和2年度の実績についてお伺いいたします。

**池永デジタル推進班主査** それではお答えします。ケーブルテレビ施設の指定

管理につきましては、長門市ケーブルテレビ放送施設の管理運営に関する基本協定に基づき管理業務を行っていただいております。中でも、放送に関しまして地域の問題を取り上げる「ほっちゃ NEWS イブニング」を週 3 回、オリジナル番組である市政情報番組「知っちょこ」などを中心に、市内全域をきめ細かくバランスよく取材され、特集番組を毎月 3 から 4 番組製作し放送されております。施設設備の保守、維持管理に関しましても、会社構成員の中に市内電気通信事業者が含まれておりまして、落雷や火災などの故障等に迅速に対応していただいております。また、先日発生しました通信障害時にも、お客様への連絡や復旧作業等へ全社員で対応していただいております。また、現在進行中の光ファイバー網整備事業におきましても、指定管理者として施設を維持管理する立場からご助言をいただくなど、光ファイバー網整備工事へのご協力をいただいております。以上です。

**綾城委員** はい、わかりました。続いて、これはほっちゃテレビさんの今施設の問題なんですけど、最初の設計に少し課題があったのではないかなというふうに思いますけれども、現在のほっちゃテレビ内では機材が室内に納まっていないため、機材が熱を持たないように常に空調等で機材を冷やしておられます。しかしながら、機材も多く収納庫に納まっていないため、編集室の方で機材を置かれているという状態です。そこで、ではそのスタッフの方が毎日仕事されておられますが、夏でもジャンパーを、冬用のジャンパーを着て、ずっと体を冷やしているような状態になっております。これは男性もですけども、女性も毎日体を冷やしているというのは非常に体によくないと思いますが、何とか改善させるような方向で環境整備は考えられないのかお尋ねいたします。

**池永デジタル推進班主査** 現在、光ファイバー網整備事業におきまして、ほっちゃテレビ内サーバー室の機材の更新を予定しております。その整備事業によりサーバー室内にも使わなくなるような機材、機器が出てくるため、機器の配置等につきまして、指定管理者と協議しながら検討していきたいと思っております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければご質疑はございませんか。

**綾城委員** 私からは最後の質問です。決算書 92 ページ。2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、10 目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード 700 ケーブルテレビ施設維持管理費、867 万 1,358 円について、令和 2 年度の事業実績についてお伺いいたします。

**清水デジタル推進班主査** 施設維持補修工事については、長門市ケーブルテレビ放送センター本局及び三隅支局の雨漏り修繕工事が、236 万 5,000 円、支障移転工事が 2 件 495 万 5,500 円、幹線増設工事が 1 件 71 万 7,200 円となっております。続いて施設改修等負担金については、災害共済金補填金負担金として 5 件

分 63 万 3,658 円となっております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で企画政策課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。再開を 1 時からといたします。

— 休憩 11 : 51 —

— 再開 13 : 00 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 財政課所管分につきましては、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書 19 ページから 20 ページ、12 款「地方交付税」、1 項「地方交付税」、1 目「地方交付税」、1 節「地方交付税」の収入済額についてお伺いいたします。地方交付税の収入済額は 83 億あまりですが、前年に続き、増額となっております。6,458 万であります。この増額要因をお伺いいたします。

**福田財政課主幹** 令和 2 年度交付税の歳入決算額につきましては、決算書にございます通り、対前年比 0.8% 増となっております。内訳につきましては、普通交付税が 1 億 158 万 8,000 円の増、率にいたしまして、1.4% 増、特別交付税が 3,700 万 5,000 円の減、率にしまして約 3.7% 減となっております。全体として、地方交付税が増となっておりますが、普通交付税に係る基準財政需用額の算定におきまして、地域社会再生事業費という費目が新設され、約 1 億 9,000 万円の需用額が歳入されたこと、そして、幼児教育保育無償化に伴う経費や、会計年度任用職員制度の施行による経費の増、そして、合併特例債の償還費の増などが主な要因となっております。令和 2 年度の普通交付税につきましては、合併後の長門市として、初めての一本算定となりましたが、社会情勢に合わせた費目の新設や、制度改正等により、配分が厚くされた費目など、合併算定替の減額見込み約 9,400 万円を上回る需用額が算定され、結果的に前年比として増となったところでございます。

**林委員** 10 月 1 日の定例会、9 月議会の最終日に決算関連議案を追加提案されて、本会議での質疑がありました。私も質疑をした 1 人なんですけれども、その中で市長に財政について、いろいろ策定した決算についてのご所見を伺いま

した。そのなかで市長は、今後、令和 2 年度の国勢調査の速報値を見て、3 万 2,537 人と、これ 5 年前に比べて 8.2%減と。この人口の減少が非常に大きな課題になっていると。これは多分交付税の算定基礎のベースになりますので、おそらくそういうふうにおっしゃったんだろうと思います。それで今お話がありましたけれども、令和 2 年度っていうのは確かに普通交付税っていうのは一本算定になっております。これは合併算定替開始前の平成 26 年度と比較すると、これは当時の課長の答弁をちょっと引用させていただきますけれども、13 億円ぐらいの減になるんじゃないかと、一本算定によって。つまり金額にすると、大体交付税全体っていうのは 71 億円ぐらいになるだろうというようなお話もされております。今回、今後ですね、市長が本会議場で述べられた国勢調査の結果を踏まえて次年度の普通交付税の交付見通しっていうのは、もし今の範囲でわかれば、お答えいただきたいと思います。

**高橋財政課長** 次年度、令和 4 年度の普通交付税の見込みですけれども、それにつきましては、地方財政計画の方で謳われてくるというのが通常の流れでございまして、現時点では出ていない状況でございます。ただ、それに先駆けまして 6 月になりますけれども、経済財政運営と改革の基本方針 2021 ということで、毎年 6 月 7 月にそういった財政運営と改革の基本方針というものが出されております。これによりますと、地方の歳出水準につきましては、国の一般歳出の取り組みと歩調を合わせつつ、2021 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するというふうにされております。ただこれは確定したものではありませんで、国の方の概算要求等の状況見ないとわかりませんが、実際のところは令和 2 年度予算と同程度の確保というふうに今言われているところです。合併以降算定替によって普通交付税は減少するということで、人口も減っておりますので、本来であればもっと減っていてもおかしくないところではあります。と言いますのは当時人口ビジョンというのも正確にしておりましたので。ただ国の方は手厚く現在のところはいただいているというのが現状かと思っております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他ご質疑はございませんか。

**江原委員** それでは、主要施策報告書の 8 ページ。その中に参考として、市債残高が明記されておりますが、財政課として令和 2 年度決算における市債残高の状況をどのように認識されているかお尋ねをいたします。

**高橋財政課長** 市債残高につきましては、令和 2 年度決算では、8 ページに出ておりますけれども、231 億 9,100 万 4,000 円ということでございまして、前年度比 6 億 6,243 万 9,000 円の減となっております。プライマリーバランス、いわゆる地方債の返済と借入れのバランスにつきましても、7 億 7,798 万 9,000 円

のプラスとなっておるところでございます。単年度の決算を見ますと、健全な状態へ向かっている方向であるというふうに考えておりますけれども、加えまして財政健全化比率、これにつきましては提案説明の方で申し上げておりますけれども、これも国の定める基準を大きく上回っているというところがございます。そこで市債残高について、財政課の認識ということでございすけれども、平成 17 年度市町合併以降、各事業を精力的に進めなければならないという反面、並行して、財政健全化に向けた取り組みも進める必要があるということで、今までの財政課がずっとされてきたことですけれども、市債の発行抑制と、繰上償還など、それから市債についても合併以前は三隅町と長門市は過疎地域ではございませんでしたので、過疎対策事業債の適用にないということで、有利な起債をお持ちでなかったということもありましたので、合併以降、全域過疎になっておりますので有利な起債、過疎債でありますとか合併特例債を優先的に活用をしながら、繰上償還も含めて積み上げてきた結果が、合併当初に比べて約 22%の市債残高の圧縮がされておるということで、これにつきましては持続可能な長門市であるためには施策の均衡も配慮しながら、今後も財政健全化に向けた取り組みを継続的に進めていきたいと思っておりますのでございます。

**林委員** 先ほど地方交付税の話をしていただきました。地方交付税は令和 2 年度の歳入の財政構造、構成比でいうと 32.8%となります。市債が 71%ということでございます。今、高橋課長の方から、市債残高に関連してご答弁ありましたけれども、ちょっとそのことを含めてちょっと 1 点ほどお願いします。平成 30 年 4 月に合併特例債の発行期限を 5 年間延長する法律が成立しております。この合併特例債の発行限度額が基金積立分を除いて 176 億 9,400 万円で、令和元年度末の発行済額が 158 億 7,700 万円となっております。これ思い出していただきたいんですが、昨年の決算審査において令和元年の繰越事業分と令和 2 年度発行見込み分を入れまして、令和 2 年度末で発行可能残額について 10 億 6,700 万円を見込んでいるとのご答弁がありました。それとちょっとこの答弁を踏まえて聞くんですけれども、この令和 3 年度末の発行可能残額見込みというのは幾らなんですか。大体幾らを見込まれていますか、お尋ねします。

**山本財政課主査** 以前お答えいたしました、令和 2 年度末の発行可能の残額につきましては、令和元年度の繰越事業分 6 億 9,600 万円と、令和 2 年度当初予算ベース 5,380 万円の計 7 億 4,980 万円を見込んでの数字でございましたが、実績として 5 億 9,490 万の借り入れとなったことから、令和 3 年度末ですけれども、令和 3 年度につきましては、現在のところ合併特例債の発行を予定しておりませんので、令和 3 年度末での発行可能残額については、12 億 2,200 万円

を見込んでおります。令和元年度、2年度決算において借入実績が減少した主な要因といたしましては、繰越事業の光ファイバー網整備事業と、小中学校情報機器等整備事業の事業費減によるものです。

**吉津委員長** 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。

**中平委員** 決算書 386 ページ。(14) 長門市地域活性化基金についてお伺いします。長門市地域活性化基金は、出納閉鎖時の現在高が 20 億ほどであります。前年度末現在高より 3 億円弱減少しております。この基金の原資は、主に合併特例債を活用しており、活用方法も決められていると聞いております。この基金の今後の活用方法を具体的にどのように考えられているのかをお伺いいたします。

**山本財政課主査** 長門市地域活性化基金につきましては、原資の 95%を合併特例債により造成しております。その活用については、新市建設計画で想定している事業というものが前提となりますが、市民の連携の強化及び地域の振興に資する事業について、平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間で計画しているところでございます。平成 29 年から令和元年度は、1 会計年度 1 億円以内を目安に適債性のないハード事業、産業振興や子育て支援策を中心としたソフト事業に活用してまいりました。令和 2 年度からは、1 会計年度を 3 億円以内を目安に、交付税措置率の高い起債の対象とならないハード事業、産業振興や子育て支援策を中心としたソフト事業に活用していく方針であります。

**高橋財政課長** 若干補足をさせていただきます。具体的にどのように考えられているかと、活用方法についてですけど。今一定の方針については総括主査のほうで申しましたけれども、具体的なものにつきましてはですね、毎年度のある程度の枠を 3 億円というふうには目安として持っておりますけれども、具体的には予算査定の中で、毎年度ごと、市長査定を受ける中で判断していくようになるかと思っております。

**林委員** 歳入決算書の 63 ページから 64 ページ 23 款、1 項「市債」、11 目「臨時財政対策債」についてお尋ねいたします。臨時財政対策債というのは、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないために、不足分の一部を地方自治体が借り入れする地方債のことです。臨時財政対策債の元利償還金相当額はその全額を今年度の普通交付税によって措置することとされております。決算年度の補正で、2 億 7,000 万円が減額されておりますけれども、結果としてですね、借り入れする必要がなかったということでもありますけども、この辺のちょっと要因についてお尋ねしたいと思えます。

**高橋財政課長** 臨時財政対策債につきましては、今林委員の言われたとおりのものでございます。ただ、これがですね、借りても借りなくても、交付税算入

されるという、要は普通交付税の原資が国にない場合にですね、振り替えるという措置でございます関係上、借りなければ交付税歳入はされるけれども、返済をしなくていいということになります関係で、予算の3月等の最終調整をする際に、予算の組み方っていうのはいろいろ自治体によって特徴があるかなと、方法があるかなとは思いますが、3月に減額補正をする場合は、まず財政課として1つ考えますが、基金に積み立てる。2つ目として、借入市債の発行を抑制する、3つ目としまして、繰入金、例えば財調の取り崩しとかそういったものを抑制するというような、大きく手法があるかと思っておりますけれども、令和2年度の3月補正では、一般会計全体の決算を見込んだ上で、まずは借入金である臨時財政対策債を減額するとしたところであります。ただ、この3月補正につきましては、2億7,000万円と、全額は減額しておりませんが、これは補正の算定期が12月から1月になりまして、結局のところ年間の決算見込みっていうのがまだ正確には立てられない状態の段階で、とりあえずある程度の大まかな、とりあえずと言ったら申し訳ないですけど、ある程度大まかな予定を立てた上で、その中で大丈夫だろうと見込まれる部分で減額をしたところであります。ただ、3月に近づくにあたって、決算見込みを詳細に出してまいりますけれども、その際に、臨時財政対策債は全額借りなくても大丈夫であるという見込みが立ったところ、なおかつ、加えまして財政調整基金の繰入金を、2億5,000万円程度を入れる予定としておりましたけれども、これについても取り崩しの抑制ができるということで判断をさせていただいて、臨時財政対策債につきましては、全額発行取り止めたというところでございます。

**林委員** ちょっと同じページなんですけれどもその下の13目ですね、減収補填債についてお尋ねいたします。補正で4,000万円ですか、決算額は、調定額と収支済額で出ています、それぞれ。この前の減収補填債っていうのは、一部の税目について、普通交付税の決定が当該年度の基準財政収入額と、税収額との差を清算するために発行する地方債のことでありますけれども、この決算年度に補正計上して、結果として3,581万円借り入れておりますけど、この具体的な要因についてお尋ねしたいと思います。

**高橋財政課長** 減収補填債につきましては、法人税でありますとか利子割交付金、それから所得割、法人税割はですね、交付税を算定する際に、需要と収入がございますけれども、その差し引きで交付税が決定されるわけですけども、その収入については、収入の一部であります、例えば税等につきましては、基準税額というのを設けて、年度当初にですね。それで、歳入と歳出の差し引きで、地方交付税が交付されると。差し引かれた収入については、それが予定通り入ってくれば収入として、市全体としてはマイナスにはならないわけなんですけれども、これは令和2年度につきましては、コロナ禍の影響等により

まして、地方消費税やたばこ税、それからゴルフ場利用税、それから地方揮発譲与税など 7 項目が翌年度以降の交付税で調整をされない税目が、基準税額より相当に下回るということが国のほうで解かってまいりまして、7 税目について減収補填債を発行することを可能とする制度が創設されたということでございまして、これについては先ほどちょっと触れましたけれども、市税等であれば翌年度以降の普通交付税を算定する際の収入で急減措置等をかけていって調整されるんですけれども、7 税目のうち、長門市に該当しますものが、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、それから地方揮発譲与税、長門市に該当する 4 税目については翌年度以降の調整機能がないということで、これについては借りなければそのまま減収になるということで借入れを起こしたということでございます。

**林委員** ちょっと一点確認なんですけど、減収補填債っていうのは、普通交付税の算入率っていうのはどのぐらいあるんですか。

**高橋財政課長** 地方財政措置として普通交付税の措置率につきましては、100%から 75%ということでございまして、この 75%っていうのは、交付税を算定する際の収入もですね、市税等 75%で算定するというのもございまして、75%のものと 100%ということで分かれております。

**林委員** ちょっと主要な施策の報告書の 1 ページに、決算収支等の情報（普通会計）というのが載っております。この令和 2 年度の決算額等を見ています、歳出決算額が 244 億 4,704 万 7,000 円という記載がございまして。それで、飛んで 11 ページの一般会計の説明のところの、歳出決算額の負債が 244 億 7,005 万 1,000 円となっているんですね。この差額の 4,000 円、どうしてこういう記載になっているのかというところをご説明願います。

**高橋財政課長** 若干、一見すると数字の間違ひのように見えますけれども、これは実は意味がございまして、まず 1 ページのほうですけれども普通会計と書いてあります。この普通会計と申しますものは、地方財政状況調査というのが毎年やっております。いわゆる一般的には決算統計と申しますけれども、決算統計というのは、国全体の地方の財政状況を見るための統計調査でございましてけれども、その際にそれぞれ各自治体 1,700 以上ございましてけれども、予算の組み方がそれぞれ異なっておりますので、普通会計ということで一定のルールでもって決算の統計をするということに決まっております。その中で長門市の普通会計は一般会計のみでございましてけれども、その普通会計に入らないものとしましては、公営事業会計、国保とか介護とかですね。ああいったもの、それから公営企業会計、上下水道ですけれども、そういったものを除いた普通会計ということで計算をするわけなんですけれども、この中で、要は、2つの会計があったりする場合、例えば、旧団体では給食を普通会計として、一般会計と給

食会計でやっていたところもあるんですけども、その会計間でやりとりをした場合に、決算規模だけが膨らむということで、純粋な合計を出すということで純計と言いますけども、それをする必要がございまして、長門市の場合は、基金からお金を繰替運用として、年度末から年度当初にかけて借入れをしますけども、その利子を普通預金ですので利子を払っておりますけども、利子を払う際に一旦、一般会計からの支出をして、一般会計の歳入で受けて、基金で積立金を計上して積み立てるという二重計上しますので、その分が約 4,000 円ございまして、それを差し引いたということで差が出ておるといところでございます。ちょっと回答わかりにくかったですでしょうか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。

**林委員** 私は財政これ最後の質疑になりますけれども、財政全般についてお尋ねいたします。令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の 6 ページ 7 ページを見ますと、実質公債比率の過去の平均というのがありまして、平成 30 年度は 7.6%、それから令和元年度で 7.3%、そして決算年度の令和 2 年度は 6.6%と、ずっと下がってるわけですね。また将来負担比率の令和元年度は、この当時はちょっとこの年度はすごかったんですけど、26.0%。決算年度の令和 2 年度は 16.3%というふうにこれも下がっている。こうした要因について、課としてどういう見解っていうか、要因について分析されているかっていうことで。

**高橋財政課長** まず本市の財務状況として、財政健全化判断比率の数値でございまして、提案説明でも申し上げておりますけれども、実質公債比率及び将来負担比率については、それぞれ前年度に比べまして改善をしております。これについては一定の健全性を維持しているものと財政担当としては考えておるところでございまして、具体的な要因としましては実質公債比率につきましても、これ 3 ヶ年平均ということですので、今の 6 ページを見ますと、29 年度がなくなっておりますけれども、29 年度が高く、令和 2 年度が低かったということ、単純にはこれなんですけれども、算定基礎に実質公債費比率の場合は、単年度の地方債の償還額というのがこの表の中で A の指標として数値として基礎数値として使われておりまして、ここが先ほど申しましたけれども、市債の発行抑制でありますとか、有利な起債を借ると、D の基準財政需要額に算入された額等が増えて参ります。こういったような影響で分子で言いますと地方債の発行抑制で地方債の償還額が減ってます。それから分母については標準財政規模をこれは税収によって年々変わりますけれども、それが平成 29 年と令和 2 年で比べると、令和 2 年の方が下がっております。そ

の下がり具合が分子は 29%下がって、分母が 2.3%下がっているので、その分  
数値が改善したというのが実質公債比率でございます。将来負担比率について  
は、算定基礎に地方債の現在高、今持ってる借金の総額、それが大きく影響し  
て参ります。地方債の市債の発行抑制で残高を減少させております関係がござ  
いますのと、あとすでに発行しておる市債で、令和元年と 2 年を比べると合併  
特例債が約 4 億減っております、返済額が。臨時財政対策債が約 5 億返済額が  
減っておりますので、こういった関係で将来負担比率が大きく改善をしたとい  
うところでございます。これについては、結果でございますけども、分母と分  
子のそれぞれの影響というはあるわけなんですけども、あくまでも数値上の  
話になりまして、分子側で基本的に市債の発行抑制とか有利な起債発行とい  
うのが必要になりますけども、分母側には標準財政規模を増やしていかなきゃ  
いけないということで、それについては自主財源をいかに確保していくか、市  
税収入等ですね、そういったことを目指していく必要があるかなというふうに  
思っております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、  
ほかご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、  
質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。ここで説明員入  
れ替えのため暫時休憩します。委員のみなさまは、自席で待機願います。

— 休憩 13:30 —

— 再開 13:31 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、監理管財課所管につい  
て審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 監理管財課所管につきましては、決算書 77 から 78 ページ。  
第 5 目「財産管理費」、主要な施策の報告書 15 ページの公共施設等解体撤去事  
業では、公共施設等総合管理計画に沿って、事業用途がなく、老朽化のため、  
危険度が高いなどの理由により、旧選挙管理委員会事務局庁舎を解体撤去し、  
跡地の一部を駐車場として利用するため、舗装工事を実施したところです。次  
に決算書 101 から 102 ページ。第 29 目「庁舎建設費」、主要な施策の報告書 35  
ページの、本庁舎建設事業では、外構舗装工事、別館等電気及び機械設備工事  
等を実施し、全ての工事が完了したところです。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご質疑はありますか。

**中平委員** 決算書、51、52 ページ、18 款「財産収入」1 項「財産運用収入」、1  
目「財産売払収入」、1 節「土地貸付収入」について、収入未済額として、477

万 6,641 円が計上されておりますが、この要因のご説明をお願いいたします。

**大田監理管財課長** この未済額についてですが、過年度分平成 19 年度から平成 27 年度の土地貸付料 435 万 1,459 円になります。平成 29 年 3 月 10 日付で長門市債権管理条例第 10 条第 1 項第 1 号、これは債権者が無資力またはこれに近い状態にあるときにより、履行延期を承認したものでございます。なお、延長した履行期限に関しましては、令和 4 年 3 月 10 日としております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。

**中平委員** 同じく決算書 51、52 ページ、18 款「財産収入」、2 項「財産売払収入」、4 目「物品売払収入」、1 節「物品売払収入」、102 万 1,755 円についてお伺いします。この 102 万 1,755 円はどういった収入になるのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

**大田監理管財課長** この収入 102 万 1,755 円でございますが、各課管理の庁用車を更新する際の、庁用車等の売り払い収入になります。

**中平委員** できればその内訳等わかりましたらご説明願います。

**大田監理管財課長** 内訳でございますが、生活環境課公用車が 77 万円、地域福祉課 12 万円、健康増進課 8,000 円、高齢福祉課 5 万 5,555 円、消防本部総務課 6 万 8,200 円でございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**江原委員** それでは決算書 77 ページから 78 ページ、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、5 目「財産管理費」、説明コード 700 市有財産維持管理費、先ほどご説明ありましたけど、市有財産の補修等工事についてお尋ねをします。どこをどのように補修されたのかお伺いいたします。

**増田監理管財課主幹** 市有財産補修等工事といたしまして、まず仙崎下り松給水管理設及び既設管接続工事。そして、川尻小学校フェンス撤去工事、川尻小学校屋上防水シート撤去工事、久津地区の普通財産用地防草対策工事の計 4 か所の補修工事をいたしております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**江原委員** それでは同じく、決算書 77 ページから 78 ページ。2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、5 目「財産管理費」、説明コード 015 市有財産利活用事業、報告書 15 ページ公共施設等解体撤去事業についてお尋ねをします。課題の中に、他の老朽化した未利用施設についても、公共施設等総合管理計画に沿って順次解体していく、また、解体撤去後の跡地については有効利用を検討していくというふうにあります。具体的なにはどのようにするかを、お伺いいたします。

**増田監理管財課主幹** まず、解体撤去後の跡地につきましては、市民による有効な利活用がなかなか見いだせないところもございまして、市の事業用地として利用がない場合には、今後財政状況が厳しくなることも鑑みまして、財源確保の観点から公売による売却とし、その後、公募期間において入札が不調に終わった場合には申し込み先着順に切り換えて売却をいたします。その間貸し付け希望がございましたら、内容審査等により貸し付けることとしております。また利活用に結びつかなくても、老朽化した施設を解体撤去することで、今後の維持管理にかかる財政負担の軽減、周辺の安全、防犯対策等に資するものと考えます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**江原委員** 決算書 101 から 102 ページ。2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、29 目「庁舎建設費」、説明コード 010 本庁舎建設事業、報告書 35 ページ、本庁舎建設事業について、お尋ねします。事業成果に、計画通りすべての事業が完了したとありますが、昨年の決算審査において、三輪委員から、経済効果やメンテナンス等の質疑があり、担当課長から、それらの答弁がありました。それを踏まえ、問題点、反省点がありましたら、総括的な見解をお伺いします。

**大田監理管財課長** 長門市本庁舎建設事業につきましては、平成 30 年 1 月に建設工事に着手し、令和 2 年度実施工事により、計画通りすべての工事が完了したところでございます。総括としてということでございますが、総事業費は、基本計画、基本設計時 48 億円、実施設計時 46.8 億円だったものを、最終的に、43.6 億円に削減しつつ、計画したものを段階ごとに協議調整し、スケジュール通りに、市民の安全安心の拠点として、利用者に親しみのある庁舎を、5 階建てで延べ床面積 7,000 平米を超える木造庁舎を実現することができたと思っております。庁舎完成後につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大前には、視察の問い合わせが日本全国より殺到し、実際に視察された方からは、木造庁舎の温かみ、機能性、また、来庁者に配慮された庁舎であるとお褒めをいただくとともに、木造庁舎の割には平米当たり単価が安価に抑えられているとの言葉もいただいているところでございます。なお、メンテナンスにつきましては、設備工事に関しましては、1 年点検による瑕疵担保期間が終了し、建築工事も 2 年点検による瑕疵担保期間が終了することとなりますが、今後の対応につきましては、内容によりこの三つの工事の元請業者の構成員でありました、市内業者が窓口となり、対応していただくこととなっております。

**上田委員** 成果・課題のところの最後に、さらなる市民広場及び市民ロビーの有効活用に取り組むとございます。何か具体的にございますか。

**大田監理管財課長** 市民ロビーに関しましては、もともと市民に開かれた庁舎、

市民利用という形で、市民の方の各種、例えば展示であったり、交流であったり、そういったものに使っていただくというコンセプトを持っておりますが、今ちょうどまだコロナの感染症拡大がまだ落ち着いていない状況でございますが、一応市民広場につきましては、例えばキッチンカー等々、飲食であったり、そういった業者さんにちょっと開放するような形での庁舎開放事業という形での準備をしているところでございます。

**中平委員** 確認しますが、一般管理費の光熱費は、監理管財課さんでお伺いしてもよろしいでしょうか。それでは、続けます。決算書 73 から 74 ページ、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、1 目「一般管理費」説明コード 900 の中に、光熱費の項目があります。光熱費が当初予算より 500 万円減額されたのと、これ良いことだと思いますが、その減額できた理由をお伺いいたします。

**大田監理管財課長** これは、本庁舎に関わる光熱費でございますが、ちょっと中平委員が言われた 500 万円程度、ちょっと数字があれなんですけど、令和 2 年度につきましては、本庁舎の光熱費につきましては、庁舎が新しくできて、通年での運用は初めてでございます。結果的に、見込みにより 3 月補正で 138 万 5,000 円を減額しているところでございます。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 13 : 44 —

— 再開 13 : 45 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 税務課所管につきましては、決算書13から14ページ、歳入の第1款「市税」では、前年度と比較して、約1億7,410万円の減額となっております。これは、市民税や固定資産税等6つの税目のうち、軽自動車税及び入湯税を除く4つの税目で前年度割れとなったことが要因で、特に、税制改正に伴う法人市民税の税率引き下げにより、市民税が1億3,290万円、また、新型コロナウイルス感染症対策の影響などにより、固定資産税が4,490万円それぞれ減額したことにより、合わせて1億7,780万円と大きな減額となっております。また、収納率につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る徴収猶予の特例などにより、市税全体で92.7%と前年度に比べ2.0ポイント下がったところです。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**江原委員** それでは、決算書の 3 から 4 ページ、市税収入についてお尋ねします。収入未済額が 2 億 6,122 万 9,141 円と記載されておりますが、前年度に比べて、7,121 万 6,000 円、37.5%増加しています。この現状を踏まえて、担当課はどう考え、どのように対策をとられておるか、お伺いします。

**木原税務課長** まず、現状につきまして、委員のご指摘のとおり、令和 2 年度の市税の収入につきましては、調定額の 38 億 889 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 35 億 2,952 万 3,000 円で、徴収率は 92.7%、前年度より 2%低下しております。また収入未済額が令和元年度に比べ 7,121 万 6,000 円増加しております。この収入未済額の増加要因といたしましては、令和 2 年 4 月 30 日に地方税法が改正されまして、新型コロナウイルス感染症により、事業等に相当な影響があった納税者に対し、1 年間の徴収猶予の特例措置、少し名称が長いので、これ以降コロナによる徴収猶予の特例と言わせていただきますけども、そういったことが実施されたことによるものです。このコロナの徴収猶予の特例の申請額は、市税全体で 8,420 万 2,000 円ございました。このうち、令和 2 年度末までに分割納付等で納入された額が 584 万 8,000 円、残りの 7,835 万 3,000 円が収入未済額として令和 3 年度に繰り越されることとなったためです。そのため、令和元年度に比べ、収入未済額が 37.5%増加しております。で、ご質問の対策についてですけども、これにつきましては、コロナによる徴収猶予の特例を受けた納付の猶予期間は 1 年間でございますので、令和 3 年度中にそれぞれ猶予期限を迎えます。コロナの特例による徴収猶予措置を受けられている方には、個別に猶予期限が近づいていることについて、お知らせ等を行い、納期限内の納付や納税相談について周知しているところでございます。なお、令和 3 年 9 月中旬現在、猶予額に関わる収納は約 5,110 万円ございます。収納率は、65%ほどにのぼっております。また、コロナの影響によらず、納め忘れ等の方や、少額滞納者に対しましては、早期の納付勧奨を行っているところです。しかしながら、令和 3 年度中におきましても、新型コロナウイルスの感染症の、4 波、5 波の影響によりまして、収入や売り上げが減少し、納付困難な事例の増加が予想されるなど、厳しい経済情勢のもとにあると思われまますので、個々の実情に合わせまして、地方税法に基づく、徴収猶予や減免制度の適時適切な活用を図りながら、法に基づく公正公平な債権管理に取り組んでまいりたいと思っております。

**中平委員** これは令和 2 年度の徴収の取り組みについて、徴収の取り組み、滞納事案の処理の仕方等を全般的にお伺いをいたします。

**木原税務課長** 令和 2 年度におけます徴収の取り組みにつきましては、債権管理マニュアルに基づきました適正な事務の執行に努めることを基本といたしまして、皆様のお手元に資料としてもお配りしております、徴収対策本部報告資

料というのがございますけども、これの 6 ページ 7 ページにございますが、令和 2 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間といたしました、各所管課の連携策としての共通的な 5 項目の取り組み方針に基づきまして、税務課では、7 つの行動計画を定めて、具体的に進めてまいったところでございます。次に、滞納事案の処理の仕方につきましては、個々の滞納者は、滞納の理由として、例えば多重債務であるとか、それから病気、あるいは生活困窮、それから、資産がなくて担税力等がない方、あるいは納税意識が低い方、年齢、職業等によりまして所得が減少してしまった方とか、様々な要因がございます。そういった、個々の事情が複雑に絡み合って、多様でありますことから、納税者の財産調査、それから実態調査等に、より力を入れて滞納者の資力を見極めて、徴収猶予や減免制度の適切な活用を図ることも検討しながら、個々の諸事情、それから実情を十分に把握した上で、それらを総合的に判断して事案ごとに、粘り強く対応を行っていきたいと考えております。それから、特に前年より新型コロナウイルス感染症の影響がございますので、この影響を考慮して、総務省からも、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応について依頼がございます。それにつきまして、柔軟かつ適切に対応するように依頼が来ているところでございますので、コロナの影響による事案につきましては、長門市の税条例第 9 条に規定しております、地方税法第 15 条の徴収猶予につきまして、個別事情を聴取しながら、担税力等調査いたしまして、猶予期間の延長、あるいは、換価の猶予等について検討し、適時適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

**林委員** 徴収対策本部の事務局っていうのは税務課なので、ちょっとお尋ねをいたします。前年度の決算審査の時に決算書を踏まえてですね、税務総務費であるとか賦課徴収費の中に、職員等研修負担金の実績額っていうのが示されておりましたけど、今回令和 2 年度にはちょっとございませぬので、令和 2 年度の長門市徴収対策本部の報告に基づいてちょっとお尋ねいたします。それによるとですね、職員研修の取り組みでは、12 月に本市徴収対策本部主催の実務者研修会を開催するとともに、11 月には下関財政部主催の債権管理事務研修会に参加しましたとありますけれども、これはどういった内容で、この研修の成果っていうのは、何だったのかという点についてお尋ねしたいと思います。

**木原税務課長** 令和 2 年度に開催されました研修につきまして、まず、11 月に、下関市財政部主催の債権管理事務研修会が開催されておるわけですけども、これにつきましては、下関市と北九州市が合同で主催しております、私債権回収事務研修というものでございまして、自治体の重要な業務であります、適正かつ効率的な債権の管理について、債権管理の基礎知識から支払い督促の手続き等の具体的な手順までを、先進自治体の職員を講師として招きまして研修して

おります。それから 12 月の徴収対策本部主催の研修でございますが、こちらにつきましては、庁内の徴収事務担当職員を対象に、長門市徴収対策職員を併任しておられます県の職員の方、この方を講師として、滞納者との実際の折衝テクニックを磨くために、実際にあった具体的な事例を分析、それから検討するケーススタディーと呼ぶ方式で行っております。このほか、例年であれば、県外での研修等もございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、各研修等が中止や延期となりましたので、令和 2 年度につきましては、このほかに、山口県の個人住民税徴収対策協議会が開催いたします、新任者研修、それから実務者研修、監督者研修、実践力対応力養成研修等の研修会に参加しております。この研修会に参加し、徴収事務に携わる職員の資質向上や債権管理に対する意識の向上を目指しております。一方、この成果でございますけれども、各職員で、各研修の中で徴収スキルを向上させていき、債権の適正な管理を行うその後の徴収事務に生かしているところでございます。これから先も、このような研修会に積極的に参加することによりまして、先進的な他市の情報の収集をはじめ、それから、職員の資質の向上を目指しまして、公平公正な税務事務に資するように努めてまいりたいと考えております。

**林委員** 研修の成果っていうのは示されました。徴収業務について、あるいは職員のスキルアップについて、令和 2 年度の取り組みということで、ちょっと今度はずね、徴収対策本部の本部長である副市長に、今のこれまでのやりとりを踏まえて、ちょっと 1 点確認をさせていただきます。国税庁の滞納制度の基本的な心構えとして、徴収職員には大きな権限が与えられているが、その権限の行使は、滞納者の生活や事業に重大な影響を及ぼすことから、滞納者の実情等を考慮し、応接中の言動等にも十分配慮し、適正適用に実施するとうたわれております。それで、この令和 2 年度の滞納対策の取り組みとして、強制処分をやっていますよね。差し押さえとか水道の停水など行われておりますけれども、これ滞納者個々の現況や実情を正確に調査するっていうことが徴収行政にとって最も重要なスキルというか、重要なことだと思いますけれども、改めてね、この国税庁のマニュアルを踏まえて取り組まれていたものなのかどうかを確認いたします。

**大谷副市長** 徴収対策本部の本部長としてお答えをさせていただきたいと存じます。ただいま委員からご指摘のありましたように、国税庁のマニュアルでございますけれども、この件については、昨年度も委員からご指摘をいただきました。その時は私、いわゆる徴収権というのは特別権力関係の最たるものだというお答えをいたしました。その行使にあたっては慎重にも慎重を期さなければいけない。そういう思いで、このたびも新年度に入りましてから、徴収対策本部の本部会議も開いております。昨年私の答弁を踏まえまして、本部員に

はですね、とにかく人権に関わるような取り扱い、こういったものには非常に慎重に慎重を期すようにと。それから、先ほど課長も答弁を申し上げました通り、個々の滞納者についてはですね、いろんな事情があります。もちろん、多重債務に陥ったり、それから病気にかかれた方もいらっしゃるでしょう。そして、担税力がそもそも薄い方もいらっしゃるでしょう。しかし、それに加えてですね、今回はコロナウイルス感染症という非常に未曾有の事態の中で、滞納に至った方々には、非常に大きな不安の中で陥らざるをえなかった方もいらっしゃる。そういったことで、個々の滞納者に接するにあたっては、どこまでもその方の諸事情を詳しくお聞きし、寄り添う形でご相談に乗る。そのために、分納という手だてもありますし、それから国の方から、税に関しては、減免や徴収猶予といったものを積極的に取り組むようにということも言われておるわけですので、一方では、ちゃんとした適正な課税もしなければいけない、賦課徴収をしなければいけないという責務を負っておりますけれども、そういった個々の事情には、くれぐれも慎重を期して判断をする。これをしっかり把握した上で、ご相談に乗っていくということは、私からも強く、この本部会議の方で指示をいたしたところでございます。

**林委員** よくわかりました。おそらく強制執行された人っていうのはまあまあ、故意不納付であったり、あるいは課税不満があったりとか、いろいろなそれこそ事情があつて、要するに支払うっていうか、納付する能力があるにもかかわらず、それに応じていただけなかったという、そういった事案もあつたんだろうなっていうふうに思うんですけども、これ私が毎年聞くのはですね、絶対これは忘れてはいけない基本的なことを絶えず繰り返し、お互い共有しておかないと、税務行政っていうのは徴収率を上げたりとかするっていうテクニックっていうのは、やろうと思えばいくらでもできるんですよ。不納欠損で落としたりとか、あるいはちょっと強制力を持って納めてもらうっていうね。そういうことがないようにね、ぜひ本部長を中心にしっかりこれからも次年度に向けて、2年度の取り組みの成果も踏まえて、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなっていうふうに思います。何かありますか。

**大谷副市長** 2年にわたってのご指摘ありがとうございます。心して本年度の取り組み、そして令和4年度に向けても、コロナの収束はいつになるかわかりません。その中で、先ほど申し上げた、人権への配慮を肝に銘じながら徴収職員に対しては指導、指示をしてまいりたいと思います。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので質疑を終わります。以上で、税務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 05 —

— 再開 14 : 06 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 防災危機管理課所管については、決算書97から98ページ、第17目「防災対策費」、主要な施策の報告書31ページの油谷地区告知端末更新事業では、老朽化により油谷支所の放送設備を更新するとともに、油谷地区の各家庭のケーブルテレビの告知端末機を購入しており、各家庭への設置につきましては、令和3年度に繰越をしております。告知端末の更新につきましては、平成25年度の三隅地区から開始し、油谷地区で全て終了することになります。次に、主要な施策の報告書32ページのWeb版ハザードマップ導入事業では、従来、紙で配布していたハザードマップを市のホームページ上で公開することにより、スマートフォンやパソコン等で閲覧が可能となるとともに、危険個所の追加や変更などにも迅速に対応できるシステムを導入したものです。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**江原委員** 決算書 97 から 98 ページ。2 款「総務費」、1 項「総務費」、17 目「防災対策費」、説明コード 010 施設整備工事、報告書 31 ページ油谷地区告知端末更新事業について、執行率の低い理由についてお伺いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 執行率の問題ですが、主要な施策のほうにも書いております。ケーブルテレビの光化に合わせて告知端末機の整備を行うこととしておりまして、執行率っていうのは、当初は 2,755 台のお宅への告知端末の設置まで含めた工事費になっておる予定だったんですけど、先ほど申しましたように端末の設置が令和 3 年度に繰り越しということになってしまったために、令和 2 年度でできたのが油谷支所の放送設備の更新と、各家庭に設置する端末機を買ったっていうか、設置の工事が来年度予算の方に回ったために、執行率が低くなったということでございます。

**江原委員** 続いて事業の課題についてお伺いしたいと思います。

**井筒防災危機管理課長** 長門地区全体の告知端末につきましては設置率が全体的には低いので、設置率を上げるということが課題になるかと思っておりますけども、油谷地区につきましては現端末、古い端末の更新が完了しましたので特に課題というものはありません。

**江原委員** 続いて、質疑します。繰越となった事業の進捗状況をお伺いします。

**井筒防災危機管理課長** 令和 3 年、今年の 5 月まで工事がかかりまして、2,755 台購入しましたが、2,398 台を設置して、事業の方は完了しております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかご質疑はございませんか。

**江原委員** 決算書 97 から 98 ページ。2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、17 目の「防災対策費」、説明コード 020、報告書 32 ページの先ほどご説明のありました、ウェブ版ハザードマップ導入事業について、ウェブ上での公開はいつされたんですか、お伺いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 令和 3 年、今年の 5 月に公開しております。

**江原委員** 続けます。ウェブ上でのアクセス数は、また、アクセス数の評価は、担当課としてどう考えておられるか、お伺いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 9 月 27 日までで 3,396 回のアクセスをいただいております。評価ということで、台風の時期に、アクセス数が山のようなかっこうで伸びておりまして、こういった時の情報収集等に有効に活用されているものと考えております。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。なければ、ほかご質疑はございませんか。

**中平委員** 決算書は 101 から 102 で、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、19 目「諸費」、説明コード 025 防犯カメラ設置事業についてお伺いします。この防犯カメラというのは、何か所に設置されたか、場所を含めてお伺いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 箇所数は 2 か所です。具体的な場所は市役所のすぐその前の交差点と、仙崎の大泊というか王子山の頂上に設置しております。

**中平委員** その効果及び課題等をお伺いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 設置の効果ということで、防犯カメラと申しますがそもそも警察等の防犯上ということで、警察から画像の提供依頼というのを受けておりまして、これが特に王子山の方は複数回ありまして、こういった面で防犯っていうことに役立っておろうかというふうに思います。

**中平委員** この防犯カメラ設置については、複数要望があると思われませんが、担当課はどのように考えているのか、現時点で受けているようなものがあつたら、ご説明をお願いいたします。

**井筒防災危機管理課長** 現時点こちらの防災危機管理課のほうに直接要望を受けて、保留しているものはございませんが、基本的には警察署などと連携しまして、防犯上有効な箇所を聞きながら、或いは自治会等地区の要望等を加味した上で、年度で大体 1 か所、予算の範囲内で設置ということで対応しております。

**田中委員** 防災メールは今どのぐらい普及されていますでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** すいませんちょっと細かい数字はあれですけど約 3,300 件です。

**田中委員** 今、防災メールで送られてくる内容というのが、高齢者の徘徊というか、そういう見つけたらとかいろんな項目があるんですけども、これからも市民のニーズに合わせて、そういう情報を出していくということで普及を図るというおつもりはあるのでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** 今議員さん言われた行方不明とかですね、防犯情報、最近では取り込み詐欺等ございます。防災メールにつきましては文字の情報だけで実際に通報があつて見つかったというのがあるらしくて、警察の方もぜひついでということで、見られる方がまたか、ついでというような感じになるのは困るので、情報を厳選しながらポイントで防災メールが来たらちょっと大変なことがあるなつていうことを市民の皆さんに感じていただけるような形で、情報発信として有効に活用していきたいというふうに考えております。

**田中委員** 実はですね、PM2.5、これと黄砂が長門市に多く来るついでというのは年に数回だと思ふんですが、子どもを持ってらっしゃる方、ぜんそくを持つて方とかついでというのは割とすごく気にされて、一生懸命情報取ろうとされている方がるので、ちょっと検討いただければなつていうふうに思つておるんですが、いかがでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** PM2.5、確かに重要な、その方にとっては重要な情報かと思ひます。ただうちの所管としては防災、防犯ということで捉えております。ホームページとかその他いろいろな告知放送とか、いろんな手段もあろうかと思ひます。あまりこう広げすぎて、情報として軽くなつてしまうのはちよつとうちとしては避けたいなつていうことがありまして、できるだけ防災防犯、それも急を要する情報、住民の方が見てこれは何かちよつと一大事だなつていうふうな情報の捉え方ができるような形の運用を考えておりますので、今のところPM2.5等は考えておりません。その他の方法、告知端末等の方法が有効ではないかなつていうふうに考えております。

**田中委員** もう1点、さっき、先月でしたか、長門にも大雨警報がありまして、そのとき私たまたま公民館にりましたが、避難所を設置するときに、ちよつと立ち会いました、立ち会つたつていうかたまたま居合わせたんですが、その時にですね和室等にテレビがない、避難して来られた方の情報がうまくとれないんじゃないかとかいろいろあつて、一生懸命されてる様子を見ておりまして、とりあえず避難してくるつていうことは大事だとは思ふんですが、その先もですね、これから多分検討いろいろされていかれるのかなつていう様子を伺えたんですが、まだまだ防災に関してのそういう設置場所に関わる住民へのケアつていうのが、今十分だと思われてるのでしょうか。

**井筒防災危機管理課長** 今、委員さん言われました避難所のテレビの件なんです、避難所のテレビつていうことで確かに有効な情報収集の手段だとは思ひま

す。ただ避難所、皆さんのおられるスペースはですね、寝るスペースも兼ねております。避難所に指定してるところはロビー等にはテレビがございますので、情報収集、テレビが見たい方はロビーに行っていただくとか、寝たい人は避難所と。避難所にテレビを置いてしまうと、避難所でテレビをかけたりするというのもございますので、テレビにつきましては避難所だけで設置するとNHKの受信料等もかかるということもあって、ロビー等でテレビを見ていただく、避難所で寝る場所では寝るっていうことで、今避難者の寝るところにテレビを設置するってことは現時点考えておりません。避難者の方からいろいろ昨年はかなりの数が避難されましたので、そういった方々の声をいただいておりますので、そういった声を生かして、今後の避難所の運営について、コロナもあります、この辺りも含めて対応していきたいというふうに考えております。

**吉津委員長** ほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員のみなさまは、自席で待機願います。

— 休憩 14 : 19 —

— 再開 14 : 20 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**梶山会計管理者** 会計課所管に係る補足説明は特にございませぬ。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書 75、76 ページ、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、4 目「会計管理費」についてお伺いします。会計課の所掌事務として、正確な収支見通しの把握につとめ、資金の収支計画に基づいた支払準備資金の確保であるとか、運用しなければなりません、歳計現金や基金など、この令和 2 年度決算において、会計管理者としてどう成果や課題があったかお考えでしょうか、お伺いいたします。

**梶山会計管理者** まず歳計現金についてでありますけれども、100 万円以上の収支につきましては、毎月第 3 木曜日までに各課から報告を受けまして、会計管理者の判断のもと、資金運用計画を立て、補助金等が発生した場合には定期預金などで運用を行っているところでございます。令和 2 年度では、24 回の運用を行い、55 万 2,943 円の運用益を計上したところでございます。また、財政調

整基金など、16の基金総額75億2,546万872円を定期預金や債権での運用を行っており、755万7,649円の運用益を計上したところでございます。中平委員お尋ねの課題といたしましては、基金はそれぞれの目的を達成するために積み立てられており、流動性を持っていることから、債権など長期に渡る運用ができず、超低金利時代の中においても、定期預金を主に運用を行っていることから、大幅な運用益が見込まれないということが課題であろうかというふうに考えております。

**江原委員** 令和2年度当初予算審査で、令和2年3月4日開催の予算決算常任委員会総務民生分科会の林委員の質疑において、定期監査結果報告書の中で、監査委員は支出負担行為の確認が整理すべき時期に行われていないものがあつた。ついては法令順守を徹底するよう留意改善されたい。なお、会計管理者は再発防止を図るため所要な措置を講じられたいと指摘されています。この問題をどう受け止め、次年度以降取り組んでいかれるのかとお尋ねしております。当時の会計管理者は再発防止に努めたいと答弁されていますが、令和2年度はどう改善されたのかお伺いいたします。

**梶山会計管理者** まず、江原委員ご指摘の案件につきましては、1人の職員として、今後二度とこのようなことがあつてはならないというふうに考えております。また、支払いに関する最終責任は会計管理者にございまして、大変申し訳なく考えておるところでございます。さて、今回の問題をどのように受け止め、次年度以降、どのように改善していくのかのお尋ねでございますが、先ほども申しましたように、支払い遅延を理由として債権者にご迷惑をおかけすることは二度とあつてはならないというふうに考えております。会計課といたしましては、監査委員からご指摘がございました内容を全職員にメッセージで速やかに伝達したところでもございます。また、契約を締結する前に未払い金の把握と支出発生時期を経理上明確にするために支出負担行為を起票し、支出漏れのないように改善を行ってきたところでございます。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**林選挙管理委員会事務局長** 補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 決算書109から110ページ2款「総務費」、4項「選挙費」、2目「選挙啓発費」説明コードは900の「選挙啓発費」についてお伺いします。選挙啓発、具体的にどのようなことをされたのかお伺いします。

**林選挙管理委員会事務局長** 公益財団法人明るい選挙推進会、都道府県市区町

村選挙管理委員会主催の、全国の児童生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスター募集事業と、山口県選挙管理委員会と長門市選挙管理委員会が明るい選挙啓発作品、習字と標語になりますが、募集いたしまして、長門市内の小中学生から応募がありました 457 点につきまして、参加賞として 100 円程度のエコバックをお送りしております。支出になります。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**林監査委員事務局長** 補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監査委員事務局 所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、8 日、午前 9 時 30 分から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 延会 14 : 29 —